

第4次豊後大野市環境基本計画



2025年（令和7年）3月

豊後大野市



はじめに



本市は、緑豊かな森林と清らかな河川のもたらす水に恵まれて、古くから農林業を中心とした地域文化を育んできました。

このような中、2008年（平成20年）3月に制定した「豊後大野市環境基本条例」に基づき、環境に関する施策をより具現化するため、「豊後大野市環境基本計画」を策定し、豊かで暮らしやすい環境作りの指針として、さまざまな環境施策を推進してまいりました。

この度、2020年（令和2年）3月に策定した「第3次豊後大野市環境基本計画」から5年が経過したことから、前計画に掲げた「望ましい環境像」を引き継ぐとともに時勢の変化に対応するため、「第4次豊後大野市環境基本計画」を策定しました。

「豊かな自然を守り 未来へつなぐ まち」

「人と自然と環境にやさしい まち」

「ともに活動する まち」

先人たちから受け継いできた豊かな環境を将来の世代に引き継ぐためには、行政と事業所、そして市民の皆さま一人ひとりが意識して協働していくことが必要です。地球温暖化問題や廃棄物に関する課題をはじめ、現代社会が有するあらゆる環境問題に配慮した施策について、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました豊後大野市環境審議会の皆さまや、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さまをはじめ、本計画に携わっていただきました全ての皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

豊後大野市長 **川野 文敏**

Contents

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景	2
2 計画の目的	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象地域	4
5 計画の期間	5
6 計画で扱う範囲	5
7 計画の全体構成	6
8 計画の主体	8

第2章 環境の現況と課題

1 市の概要	10
2 自然環境	18
3 生活環境	25
4 物質循環	30
5 参画と協働	35
6 市の環境保全に関する条例	36

第3章 豊後大野市がめざす 望ましい環境像

1 望ましい環境像	40
2 基本目標と個別目標	41

第4章 主な環境施策

施 策 体 系	46
1 河 川 を 守 ろ う	48
2 森 林 や 農 地 を 守 ろ う	50
3 多 様 な 生 態 系 を 守 ろ う	52
4 ま ち の 緑 を 育 て よ う	54
5 ジオパークを活用して環境保全をしよう	56
6 河川の水質をきれいにしよう	58
7 快 適 な 住 環 境 を 守 ろ う	60
8 交通における環境対策を進めよう	62
9 ごみを減らし、リサイクルを進めよう	64
10 きれいなまちをつくろう	66
11 カーボンニュートラルを進めよう	68
12 環境に関する情報を蓄えよう	70
13 環境教育・学習を進めよう	72
14 活 発 な 環 境 活 動 を 進 め よ う	74

第5章 具体的な取り組み

1 水辺の維持管理活動の推進	78
2 農業の担い手育成の推進	79
3 家庭や事業所からの排水対策の推進	80
4 ごみゼロに向けた運動の展開	81
5 不法投棄防止対策の強化	82
6 地球温暖化対策の推進	83
7 環 境 活 動 の 拠 点 づ くり	84

第6章 環境基本計画の進行管理

1 計画の推進体制	86
2 進行管理のしくみ	88
3 環境指標	89

資料編

1 豊後大野市環境基本条例	92
2 環境審議会等	98
3 環境基準	100
4 用語解説集	106

第1章

環境基本計画 の基本的事項

環境基本計画策定の背景、目的、位置づけなど、豊後大野市環境基本計画の基本的な事項を明らかにします。

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象地域
- 5 計画の期間
- 6 計画で扱う範囲
- 7 計画の全体構成
- 8 計画の主体

1 計画策定の背景

豊後大野市（以下、「本市」という。）は、大野川をはじめとした豊かな自然に恵まれ、歴史や文化など、多くの財産を受け継ぎながら、2005年（平成17年）3月31日に、三重町・清川村・緒方町・朝地町・大野町・千歳村・犬飼町の5町2村が合併して誕生しました。

これを受けて策定された「第1次豊後大野市総合計画^{*}」では、合併によるスケールメリットを生かしながら、目指す都市像に向けて各種施策に取り組んできました。2016年（平成28年）3月には「第2次豊後大野市総合計画」、2021年（令和3年）3月には「後期基本計画」が策定され、「人も自然もシアワセなまち」を将来像に掲げ、市民・議会・行政一体となり、協働による住みよいまちづくりが展開されています。

しかし、私たちを取り巻く社会情勢は、資源やエネルギーの大量消費による環境破壊、地球温暖化現象、自然災害による資源の減少、プラスチック問題など、さまざまな環境問題に直面し続けています。受け継いだ豊かな環境を未来に繋ぐためには、行政主体による環境保全施策の立案・推進だけでなく、市民・事業者・NPO^{*}などの団体、さらには垣根を越えた地域コミュニティが主体となった自主的で恒久的な活動が不可欠となります。

このような時代背景を受け、本市では、2008年（平成20年）3月に「豊後大野市環境基本条例^{*}」を制定し、環境の保全と創造を推進していくための基本理念などを定めました。その基本理念に基づき、将来の本市の環境の保全と創造のため、環境施策をより明確化するとともに、市民・事業者・行政が取り組むべき課題を着実に実行していくための指針として、「豊後大野市環境基本計画（第1次計画）」を2010年（平成22年）3月に策定しました。今回の計画は、その計画の第4期目となる「第4次豊後大野市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）となり、現在の情勢を踏まえた取り組みや指針を改めて策定するものです。

豊後大野市環境基本条例 第8条（抜粋）

市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

文中の^{*}印の語句は、「資料編4 用語解説集」にて用語解説を掲載しています。

2 計画の目的

本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標や施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

そこで本計画では、環境基本条例の基本理念に基づき、本市がめざす望ましい環境像を掲げるとともに、環境の保全と創造に関する方向性を明確にし、市民・事業者・団体などの自主的かつ積極的な取り組みを定めています。

豊後大野市環境基本条例に掲げる4つの基本理念

基本理念1

すべての市民が、健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ承継していくこと。

基本理念2

自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築すること。

基本理念3

市、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的な取り組みを行うこと。

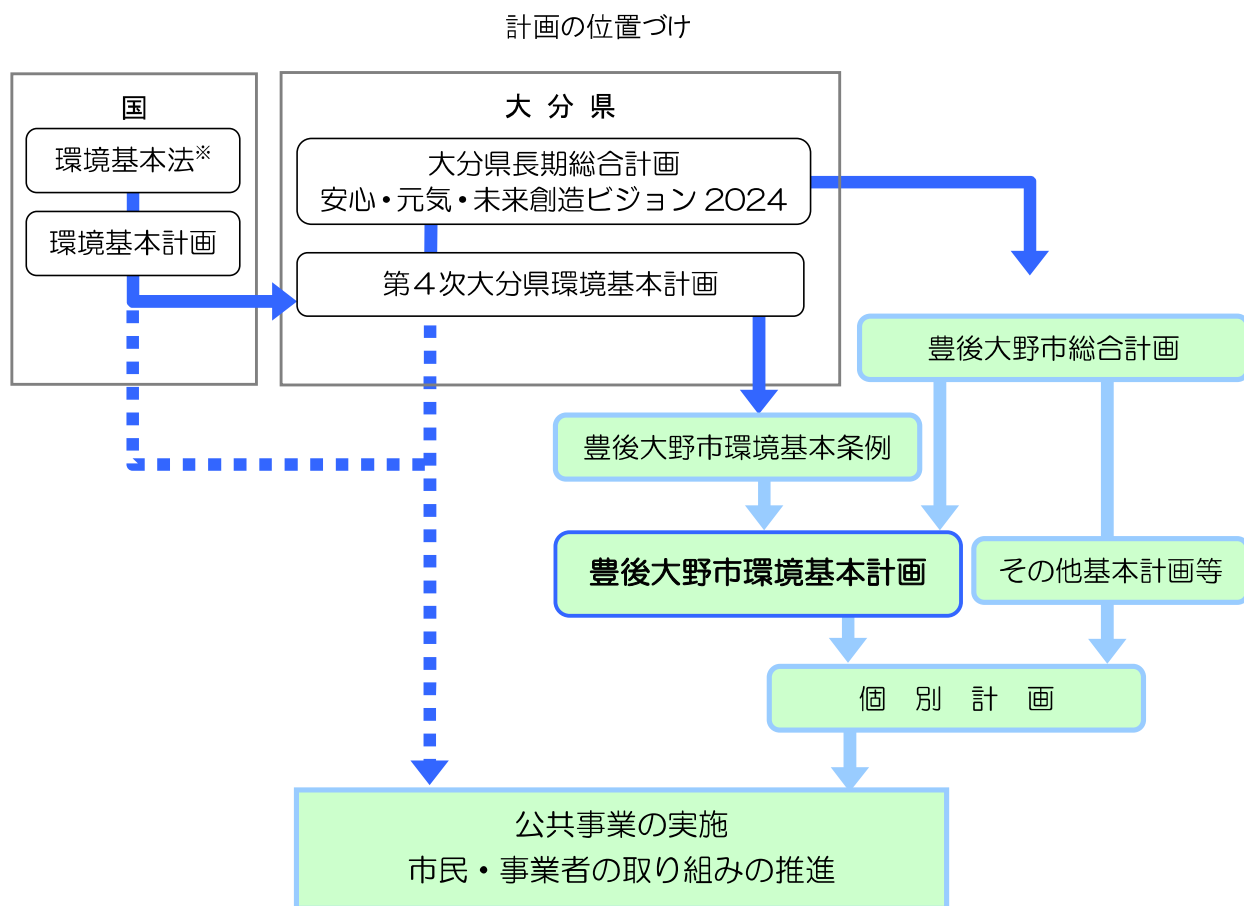
基本理念4

地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境にも関わっていることから、すべての者が自らの課題であることを認識して、あらゆる日常生活及び事業活動において積極的に推進すること。

3 計画の位置づけ

本計画は、「豊後大野市総合計画※」を上位計画とし、環境という視点から上位計画との整合性を保ちつつ、さまざまな市の計画（個別計画）を補完・具体化していくための指針となるものです。

本計画策定後は、本市の各種施策の環境に関する全ての事項について、本計画に基づいた事業の実施や推進が行われます。



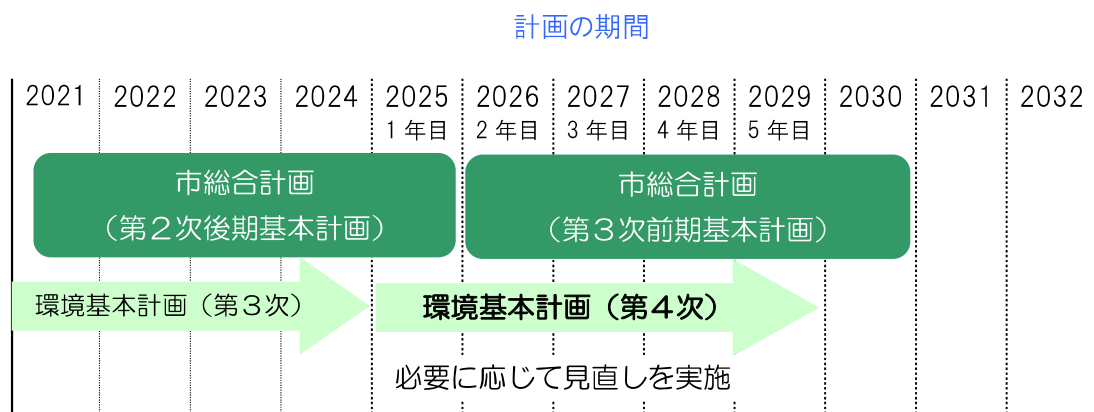
4 計画の対象地域

原則として、本市全体を対象地域とします。ただし、外来生物や有害鳥獣に関する対策や野生生物の種の保存、廃棄物対策のように、行政区域を越えて広域的な取り組みが必要となる施策については、関係する国、県、周辺市町も含めることとします。

5 計画の期間

本計画の期間は、社会情勢の変化を考慮して、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

なお、「第2次豊後大野市総合計画 後期基本計画（2021年度～2025年度）」及び「第3次豊後大野市総合計画」との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行います。



6 計画で扱う範囲

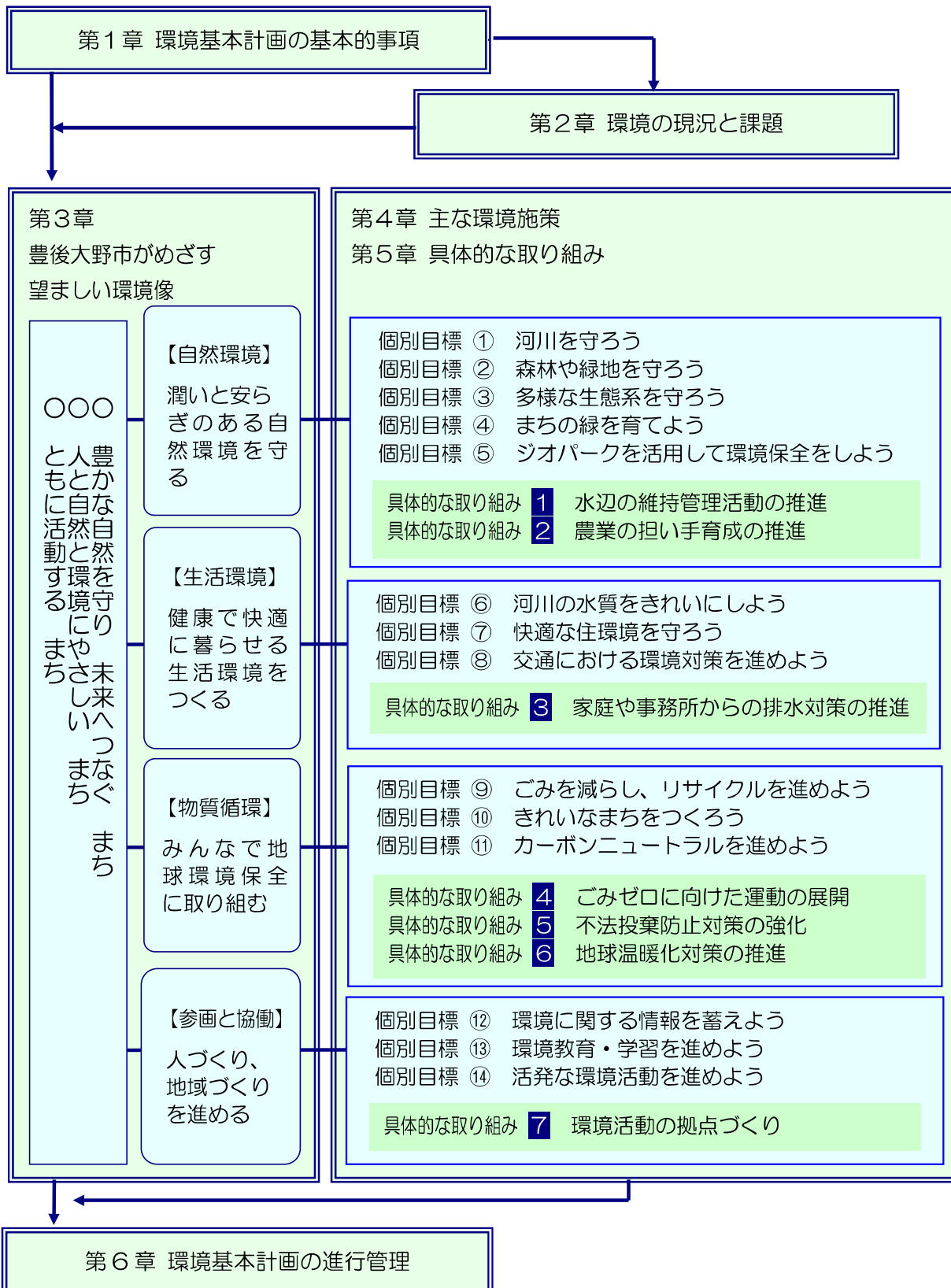
本計画では、自然環境や生活環境のほか、より日常生活に近い資源・エネルギーについても計画範囲とします。さらに、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化が問題となっているため、地球環境も含めます。

また、より良い環境を目指して行動するためには、環境への理解を深めることが必要であることから、環境教育・学習^{*}などの参画・協働についても計画の範囲とします。

計画の対象とする範囲

区 分	対 象
自然環境	河川、森林・緑地・農地 [*] 、生物、公園、歴史的環境資源 等
生活環境	典型7公害 [*] 、近隣公害、有害化学物質 [*] 、景観、不法投棄 等
資源・エネルギー	廃棄物・リサイクル、省エネルギー・再生可能エネルギー 等
地球環境	地球温暖化（二酸化炭素排出量の削減等） 等
参画・協働	環境情報、環境教育・学習、環境活動 等

7 計画の全体構成



第1章 環境基本計画の基本的事項

計画策定の背景、目的、位置づけなど、豊後大野市環境基本計画の基本的な事項を明らかにします。

第2章 環境の現況と課題

本市の環境の現状を把握し、関心を持つとともに、「自然環境」「生活環境」「物質循環」「参画と協働」の4つの分野の環境課題を明らかにして、環境への理解を深めます。

第3章 豊後大野市がめざす望ましい環境像

市、市民、事業者に共通する長期的な目標として、望ましい環境像を掲げます。その実現に向けて、計画の柱となる基本目標及び環境項目ごとの個別目標を設定します。

第4章 主な環境施策

個別目標の達成のために市、市民、事業者の取り組みを定めます。

第5章 具体的な取り組み

市の環境をより良くするうえで、他の施策より優先的・重点的に取り組むことが必要な施策について、個別目標の中から7つの具体的な取り組みを設定し、対策を示します。

第6章 環境基本計画の進行管理

本計画の実効性を確保するために、計画の進行管理などのしくみについて明らかにします。

8 計画の主体

本計画の主体は、環境基本条例^{*}に基づき、市、市民、事業者とします。

各主体に求められる主な役割

主体	主な役割
市	施設整備などの事業や日常業務を行うにあたり、環境配慮に努めることはもとより、市民及び事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。
市民	市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中で環境配慮をできることから実践するとともに、環境活動に積極的かつ主体的に参画します。
事業者	事業活動において、法令に定められた事項を厳守するほか、ごみの減量化、再生資源の積極的な利用、温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境活動に積極的に参画します。

市の責務 ～ 豊後大野市環境基本条例 第4条 ～

- 1 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、自らの行う事業の実施にあたっては、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市の施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

市民の責務 ～ 豊後大野市環境基本条例 第5条 ～

- 1 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節減その他環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

事業者の責務 ～ 豊後大野市環境基本条例 第6条 ～

- 1 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、自らの責任において、公害の防止、自然環境の適正な保全、環境への負荷の低減等環境保全及び創造に係る必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章

環境の現況と課題

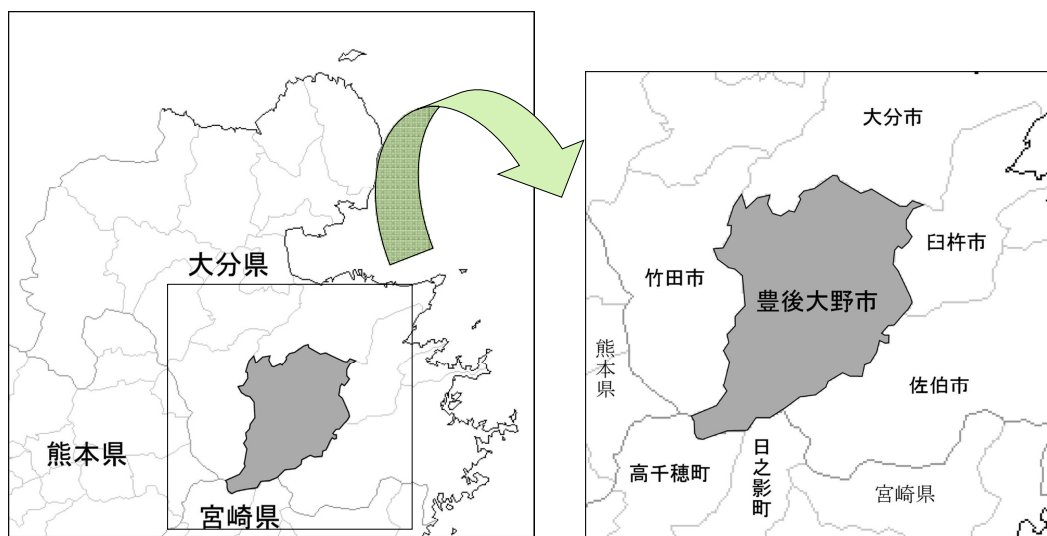
本市の現状を把握し関心を持つとともに、
環境課題を明らかにして、環境への理解を
深めます。

- 1 市の概要
- 2 自然環境
- 3 生活環境
- 4 物質循環
- 5 参画と協働
- 6 市の環境保全に関する条例

1 市の概要

(1) 大分県における位置

本市は大分県の南西部に位置し、市域面積は 603.14 km²です。大分県大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宮崎県高千穂町、日之影町の 4 市 2 町と隣接し、宮崎県との県境は広大な九州山地です。



(2) 人口

本市の 2023 年度（令和 5 年度）の総人口は 31,780 人で、人口は毎年減少しています。年齢別の構成は、14 歳以下人口の割合が 2021 年度（令和 3 年度）から 10%を下回って推移しており、少子・高齢化の現象が顕著です。

人口の推移

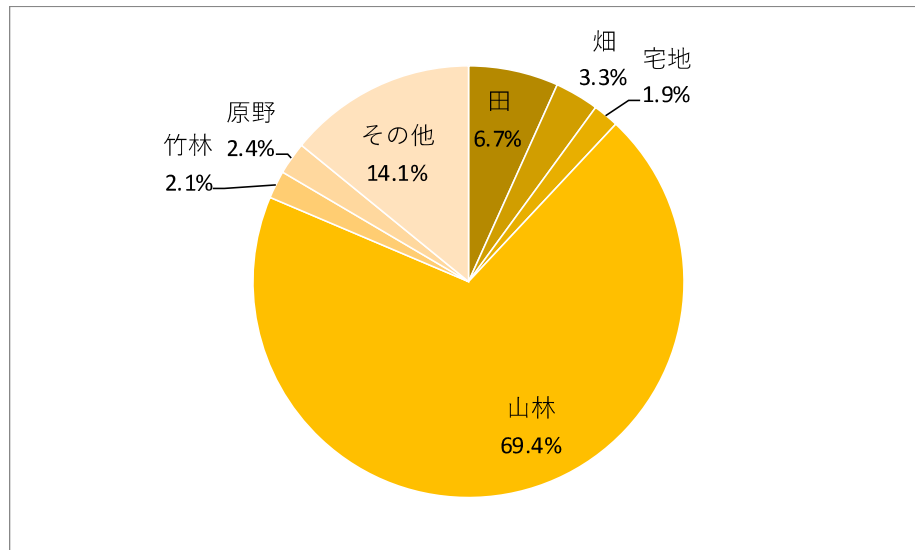
	総人口	年少人口（14 歳以下）		高齢人口（65 歳以上）	
	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）
2014（平成 26）年度	37,357	3,979	10.7	14,974	40.1
2015（平成 27）年度	36,759	3,881	10.6	15,025	40.9
2016（平成 28）年度	36,077	3,780	10.5	15,005	41.6
2017（平成 29）年度	35,389	3,671	10.4	15,031	42.5
2018（平成 30）年度	34,620	3,555	10.3	14,983	43.3
2019（令和元）年度	33,915	3,462	10.2	14,883	43.9
2020（令和 2）年度	33,244	3,363	10.1	14,789	44.5
2021（令和 3）年度	33,101	3,242	9.8	14,879	45.0
2022（令和 4）年度	32,485	3,079	9.5	14,776	45.5
2023（令和 5）年度	31,780	2,934	9.2	14,561	45.8

（資料：大分県の人口推計報告）

(3) 土地利用

本市の2022年度末（令和4年3月末）現在における土地地目別面積の割合は、山林が69.4%で最も多く、次いで田が6.7%、畑が3.3%となっています。山林や原野を合わせた緑地が実に市域の約8割を占めています。

土地地目別面積割合（2022年度末現在）



（資料：大分県統計年鑑）

■現状と課題

本市の人口は減少傾向にあり、こうした中で市域の均衡ある発展を図るためには、機能の集約と連携を進めていく必要があります。

長期にわたり未着手の都市施設（都市計画道路・都市公園）が市内にあり、計画策定時からの社会経済情勢の変化を踏まえた計画の見直しが課題となっています。

地籍調査事業については、長期間管理されていない土地の増加や、高齢化、市外遠隔地にいる土地所有者の増加等から、現地調査が年々困難になっており、事業の進捗が遅れる要因となっています。

■施策の基本方針

本市の豊かな自然環境を後世へ引き継いでいくために、自然、生物、田園など、身近な環境とのふれあいを通じ、これを大切に守っていきます。

また、環境美化に対する意識を高め、美化活動の支援や啓発を推進することで、身近な所から取組を行うことができるような環境づくりを行います。

（参考：第2次豊後大野市総合計画 後期基本計画）

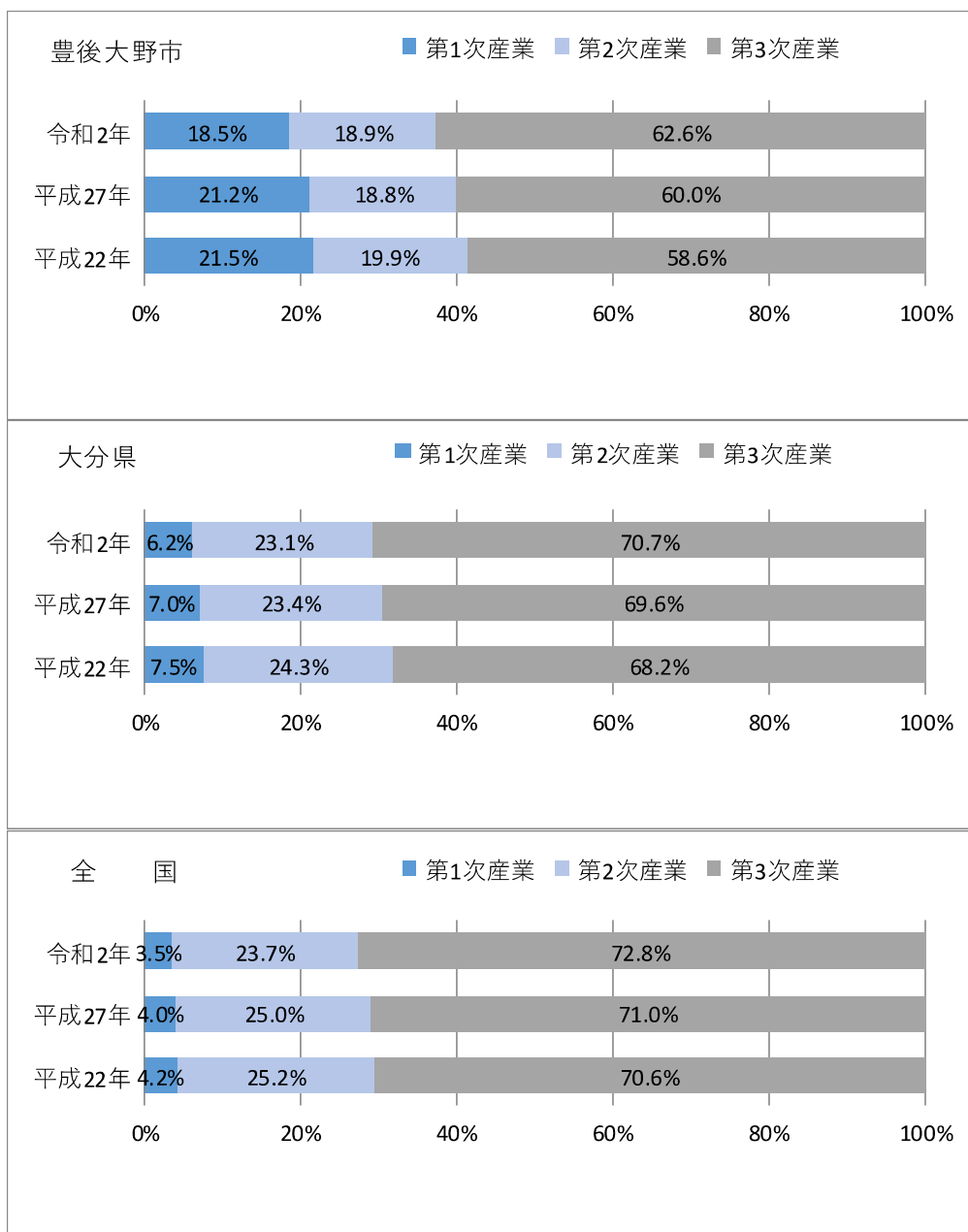
(4) 産業構造

本市の2020年(令和2年)における産業別就業者数の割合は、第1次産業^{*}が18.5%、第2次産業^{*}が18.9%、第3次産業^{*}が62.6%です。2015年(平成27年)と比較すると、第1次(農業、林業など)産業就業者率の低下が顕著です。第2次(建設業、製造業など)はほぼ横ばいで推移し、第3次(卸売業、小売業、飲食業、サービス業など)産業就業者率が上昇しています。

参考：豊後大野市就業者数

2015年(平成27年) 16,883人 → 2020年(令和2年) 15,570人

産業別就業者率



(資料：国勢調査)

農 業

本市では、地域ごとに特色ある農業を展開しています。中山間地域では、肉用牛を主体とする畜産と椎茸、平坦地では豊かな水を利用した水稻、野菜や果樹（ピーマンなど）、台地ではかんしょ、茶などを生産しています。

専業農家数については、直近のデータは不明であるが人口減少に比例して減少の傾向にあります。また農業産出額については公表数値で101億1000万円となり、経年変化をみると畜産業が減少傾向にあります。

販売農家数と経営耕地面積の状況

年次	専業農家 (戸)	兼業農家(戸)		
		総数	第1種	第2種
2005(平成17)年	1,322	2,380	443	1,937
2010(平成22)年	1,308	1,799	289	1,510
2015(平成27)年	1,146	1,401	206	1,195
2020(令和2)年	—	—	—	—

注) 2020(令和2)年以降、専業・兼業別農家戸数は、農林業センサスの調査項目の対象外
(資料：農林業センサス)

農業産出額と生産農業所得の状況

単位：1,000万円(大分県のみ億円)

区分	2016年 (平成28年)	2022年 (令和4年)	2022年(令和4年) (大分県全体)
農業産出額	1,169	1,011	1,245
耕 種	847	811	764
米	276	214	172
麦 類	3	3	5
雑穀・豆類	0	2	2
い も 類	73	128	22
野 菜	377	321	336
果 実	35	66	156
花 き	44	×	51
工芸農作物	32	21	16
種苗、苗木類、その他	6	×	5
畜 産	320	197	472
肉 用 牛	123	92	153
乳 用 牛	43	23	87
豚	33	—	108
鶏	121	81	122
そ の 他	0	0	2
加工農産物	2	4	9
生産農業所得	—	—	501

注) ×は、秘密保護の観点から発表を差し控えたものを示す。

(資料：大分農林水産統計年報)

豊後大野市農業振興計画

本市では、2021年（令和3年）3月に「第4次豊後大野市農業振興計画」を策定しており、農業を取り巻く諸課題の解決に向けた今後5年間の対策として、「新たな仕組みづくり」「担い手づくり」「産地づくり」「農村づくり」の4つを基本政策として取り組むこととしています。

製造業

2020年（令和2年）における製造業の状況は、10年前と比較（2010年比）すると、製造品出荷額は24.0%増、従業者数は6.1%減、事業所数は3.9%増となっています。2004年（平成16年）時点には及びませんが、この10年間では製造品出荷額等は増加傾向にあり、行政（市）と事業所を中心とした官民一体の取り組みの成果があらわれてきています。

製造業の状況

区分	製造品出荷額等 (万円)	従業者数 (人)	事業所数 (件)
2004(平成16)年	4,332,028	1,926	62
2006(平成18)年	4,371,662	1,886	56
2008(平成20)年	3,453,377	1,706	53
2010(平成22)年	2,787,600	1,566	49
2012(平成24)年	2,864,802	1,487	54
2014(平成26)年	3,223,796	1,408	49
2016(平成28)年	3,824,583	1,608	50
2018(平成30)年	3,476,848	1,459	46
2020(令和2)年	3,457,808	1,471	51
2020(令和2)年 (大分県全体)	384,629,086	64,493	1,404

(資料：工業統計調査、経済センサス活動調査)

商業

2020年（令和2年）の状況は、卸売業は44事業所、就業者269人、年間商品販売額は116億1,500万円、小売業は309事業所、就業者1,809人、年間商品販売額は352億7,800万円となっています。

卸売業は年間商品販売額はやや減少しているものの全体的には横ばいであり、小売業は事業所数と就業者数が減少しているものの、年間商品販売額は増加の傾向にあります。

卸売業と小売業の事業所、就業者および年間商品販売額の状況

年次	卸売業			小売業		
	事業所 (所)	就業者 (人)	年間商品販売額 (万円)	事業所 (所)	就業者 (人)	年間商品販売額 (万円)
2012(平成24)年	34	173	762,000	391	1,957	3,101,300
2016(平成28)年	47	276	1,224,100	369	2,038	3,454,700
2020(令和2)年	44	269	1,161,500	309	1,809	3,527,800

(資料：経済センサス活動調査)

(5) 交通

道路

本市には、国道57号、国道326号、国道502号の3つの幹線道路があります。さらに、阿蘇・熊本方面については、中九州自動車道の朝地竹田間も供用が開始され、交通の利便性が飛躍的に向上しました。

2023年度(令和5年度)の自動車の保有台数は、普通乗用車が10,861台、軽自動車乗用車が10,751台でした。経年変化をみると、軽自動車乗用車、普通乗用車ともに減少傾向にあります。

市道の実延長は約1,430kmであり、市内の道路のほぼ80%を占めています。

市内に関係する道路普及率

2022年(令和4年)4月1日現在

種別	実延長	改良済	未改良	舗装率
国道(57・326・502号線)	130.7km	100.0%	0%	100.0%
その他の国道	914.6km	97.7%	2.3%	100.0%
県道(豊後大野市内)	255.5km	72.8%	27.2%	99.3%
その他の県道	2327.9km	85.0%	15.0%	98.9%
市道	1429.2km	51.6%	48.4%	91.1%

(資料：大分県統計年鑑)

自動車の保有状況

単位：台

種別		2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度) (大分県全体)	
普通車	貨物車	2,459	2,179	2,091	60,475	
	乗合用車	96	89	78	2,143	
	乗用車	13,099	11,539	10,861	375,568	
	特殊用途車	553	527	482	13,409	
	大型特殊車	93	80	82	2,498	
	小型二輪車(250cc以上)	486	495	567	15,624	
軽自動車	二輪車	125cc未満	3,465	2,587	2,000	60,635
		125~250cc	397	426	439	13,478
	三輪車	1	1	1	15	
	四輪車	乗用	10,064	10,869	10,750	320,983
		貨物用	8,496	8,034	7,683	123,460
	特殊作業用	78	87	77	1,788	
総数		39,287	36,913	35,111	990,076	

(資料：大分県統計年鑑)

鉄道

東西にJR豊肥本線が通り、市内には6駅設置されています。大分～三重町間は約55分で結ばれ、三重町駅、犬飼駅を起終点とする列車も多く、運行上の拠点となっています。

JR駅別乗車人員

年度	犬飼駅 (人)	菅尾駅 (人)	三重町駅 (人)	豊後清川駅 (人)	緒方駅 (人)	朝地駅 (人)
平成24年度	120,729	58,498	317,975	30,039	66,681	36,254
平成25年度	121,614	63,253	318,005	29,055	66,868	33,920
平成26年度	127,240	67,578	318,958	28,980	71,286	30,299
平成27年度	122,701	62,851	292,742	25,075	70,862	29,634
平成28年度	—	—	—	—	—	—

備考) 2016年度(平成28年度)からJRの公表(資料提供)が廃止されました。

(資料: 大分県統計年鑑(九州旅客鉄道株式会社))

観光

2019年度(令和元年度)の観光入込客数は140万人であり、観光イベントでは、のべ16.5万人の方たちが訪れています。また、道の駅での農産物販売額は4.6億円となっており、将来的には6億円の数値目標を掲げています。2014年度と比較すると現状は減少傾向となっている。

本市の観光の現状と目標指数

目標指標	2014年度 (平成26年度)	現状 (2019年度)	最終 (2025年度)
観光入込客数	156万人	140万人	165万人
観光イベント集客数	23万人	16.5万人	22万人
農産物販売額 (道の駅)	4.9億円	4.6億円	5億円

(資料: 第2次豊後大野市総合計画後期基本計画)

2 自然環境

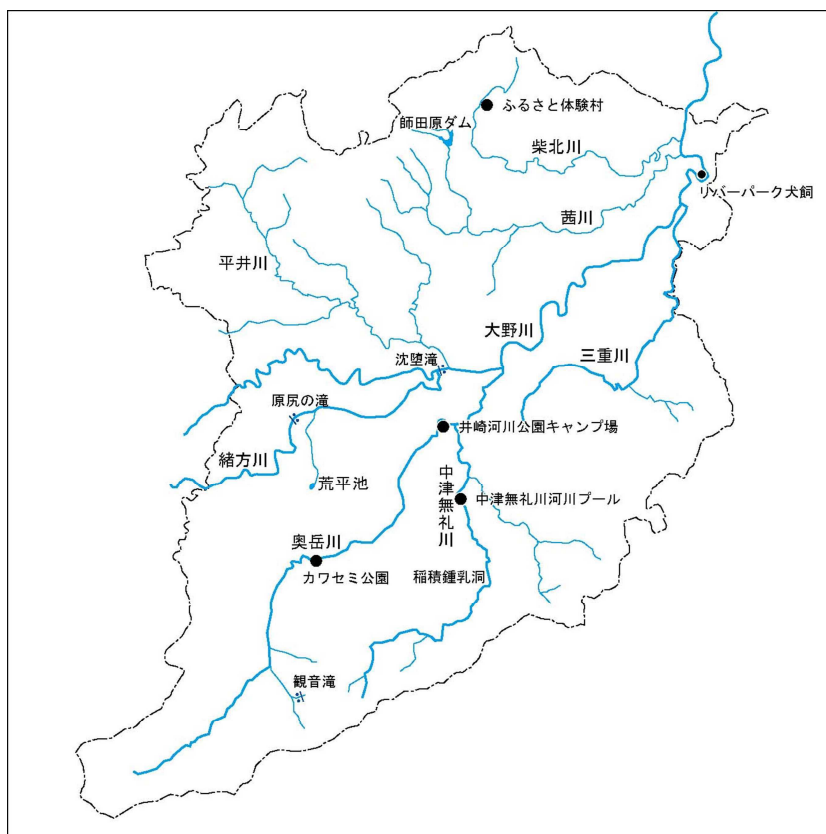
(1) 水 辺

本市の河川は全て、河川法によって重要河川とされる一級河川・大野川水系に属し、その数は63河川、総延長は407kmに及びます。また、支流の小河川は、河川法の適用を受ける準用河川とそれが適用されない普通河川とに分類されますが、前者が56河川、後者が91河川あり、それらの総延長は130kmに及びます。

流域には、名水百選・白山川（中津無礼川）、森林浴の森百選・川上渓谷、そして日本の滝百選・原尻の滝があり、さらには稲積鍾乳洞や沈墜の滝など親水性豊かな景勝地があります。また、鮎をはじめとした川釣りも盛んで、どんこ釣り大会が年間行事として本市内外に定着するとともに、河川プールや河川公園も整備され、市民の関心を高めています。

このように恵まれた水辺環境を誇る大野川水系ですが、昭和40年代には、奥岳川、九折川のヒ素、カドミウム汚染が国会で論議されたり、中津無礼川などの河川では、農薬や家庭排水による汚染が深刻化しました。水辺に係る社会問題としては、1972年（昭和47年）に着工し、2000年（平成12年）に中止された「矢田ダム問題」があります。これらの「負の遺産」も市民、事業者、行政は決して忘れてはならない歴史的事象です。

本市に位置する水辺



市内の主な河川

河川名	流路延長 (m)	河川名	流路延長 (m)
大野川	76,375	市万田川	21,865
平井川	36,474	三重川	21,774
緒方川	33,574	田代川	16,970
奥岳川	27,893	茜川	12,546
中津無礼川	26,947	奥畑川	11,782
柴北川	24,765	馬背戸川	7,000

(資料：まちづくり推進課資料)

市内の自然景観・公園

名称	概要
手取蟹戸	大野川の川岸に見られる奇岩。「てどりがんど」というふしぎな名前は、「蟹を簡単に手に取ることができる戸板のような場所」ということから。
江内戸の景	阿蘇溶結凝灰岩を大野川が長い長い時間をかけて削りとってできた河岸段丘と、そのうえに営まれてきた人々の暮らしの風景を一望。
稲積水中鍾乳洞	3億年前の古生代に形成され、9万年前の阿蘇火山大噴火により水没し現在のかたちとなった鍾乳洞。
沈墮の滝	室町時代に水墨画家、雪舟が訪れ、描いた滝。
えぼし公園	約500本のぼたん桜が植樹され、4月中旬から5月中旬にかけてが見ごろ。
用作公園	約500本のカエデやモミジが植えられた、大分県を代表する紅葉の名所。
原尻の滝	幅120m高さ20mの大瀑布。日本の滝100選、大分県百景。
祖母山	標高1,756m、日本百名山のひとつ。
川上溪谷	奥岳川の最上流域にあるうつくしい溪谷。森林浴の森日本百選。

(資料：一般社団法人豊後大野市観光協会ホームページ)

(2) 農地

2020年（令和2年）の経営耕地面積は3,154haであり、そのうち約73%を田が占めています。経年変化をみると、どの面積も減少傾向にあります。

担い手の高齢化や減少による遊休農地の拡大、有害鳥獣による農産物への被害の増大などにより、地域農業の活力の低下が懸念されています。こうした中、担い手の確保・育成は喫緊の課題であり、新規就農者技術習得研修施設（インキュベーションファーム）を中心に、市外からの新規就農者の確保を図ってきました。今後は、農地を守るためにも、これまでの取組を継続することとあわせ、市内の新規就農者の確保を図る必要があります。

経営耕地の状況

	総数	経営耕地面積 (ha)			水田率 (%)
		田	畑	樹園地	
2005年 (平成17年)	4,558	3,170	1,185	203	69.55
2010年 (平成22年)	4,155	2,868	1,125	162	69.03
2015年 (平成27年)	4,047	2,886	1,016	145	71.31
2020年 (令和2年)	3,154	2,298	756	100	72.86

(資料：農林業センサス)

(3) 森林

本市の地形・地質は変化に富んでおり、多様な森林が存在します。大きくはブナやツガの生育する祖母・傾山など奥山の原生林、里地で薪炭林として利用してきたカシやシイなどの再生林及びスギやヒノキなどの育成林に分けられます。

祖母・傾山系は、古い地質の山であるため、日本固有種のツガやモミが生き残って原生林を形成しています。その他にも、キレンゲショウマやヤハズアジサイなど、多くの日本固有種を育ててきた遺伝子の宝庫です。また、地形のけわしさから、九州の気候を凝縮したかのような森林帯（垂直分布）がそのままの姿で残されています。

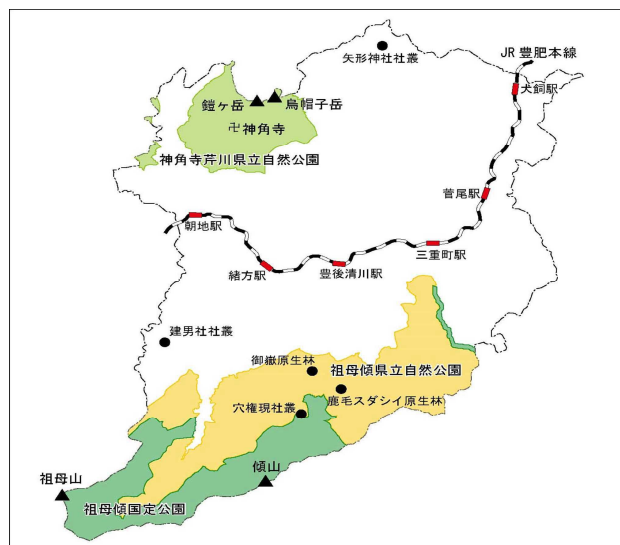
この他に緒方町大石の檜山、清川町の御嶽山、市北部の鎧ヶ岳・烏帽子岳を含む神角寺・芹川県立自然公園などにも、原生林が多く残されています。これらの原生林は大野川の貴重な水源涵養※（すいげんかんよう）の役割を担っています。また、その土地の潜在自然植生を知る手がかりになるものとして、学術的にも大変貴重な森林です。森林レクや自然観察など、多方面の利活用が望まれます。

再生林は、低山地の薪炭林、雑木林、竹林など「伐採⇄萌芽更新」の循環を繰り返します。市内各地の里山林の大半を占めていますが、私たちを取り巻く生活環境の変化などを理由にその利用が減少し、一部に荒廃したところがみられます。全国の希少種の集中分布地域の5割以上が里地里山に当たるということから、この里山林は生物多様性保全上、重要な役割を担っています。身近な自然環境のふれあいの場、生きた環境教育の場としての活用が望まれます。

育成林はスギ、ヒノキなどの人の手で苗木を植栽し、育成されて成立した森林のことで、本市においてもきれいに植林された育成林特有の景観を各地の山で見ることができます。

このように本市には、多様な森林が存在し、二酸化炭素の吸収及び水土保全など共通の役割と各森林特有の役割を果たしています。これらの森林が持つ多面的機能を維持させるため、太陽光発電所などの商業的な森林開発との調和や、民間のバイオマス発電所を活用した伐採事業など、大災害対策も視野に入れた長期的な保全が望まれます。

本市に位置する自然公園



(4) 生物

動物の生息状況

本市では、市民団体などによる動植物分布調査を行った結果、下記の動物が確認されています。

日本におけるニホンカモシカの生息の南限であり、進化の歴史の裏づけとなるサンショウウオ類などが生息しています。

一方で原生林や二次的自然*の荒廃や減少により、少なくなったり、いなくなったりした種があります。これについては、今後の具体的な調査と保全が課題となります。

本市における動物の生息状況

哺乳類	ノウサギ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、キツネ、タヌキ 等
鳥 類	カワセミ、ツバメ、ヒバリ、アオバズク、クマタカ、サシバ 等
両生類・は虫類	オオイタサンショウウオ、アカハライモリ 等
昆虫類	カブトムシ、ゲンジボタル、キリギリス、オオムラサキ、ウラジロミドリシジミ、ヒメハルゼミ、ミンミンゼミ 等
魚 類	アユ、コイ、フナ、ドジョウ、メダカ、ヨシノボリ 等

(資料：豊後大野市自然史友の会)

本市における天然記念物（動物）の指定状況

国指定	特別天然記念物	ニホンカモシカ
	天然記念物	伊毛山のヤマネ
県指定	天然記念物	ソボサンショウウオ
市指定	天然記念物	白山川のゲンジボタル、井崎のオオイタサンショウウオ

(資料：豊後大野市教育委員会)



ニホンカモシカ

植物の生育状況

祖母・傾山系には、西日本に残された唯一の原生林があり、モミやツガ、ブナ、シオジなど針広混交*の原生林や野生のキリなどがみられますが、近年、伐採などで著しく減少しています。動物と同様に、今は見られなくなった種、少なくなった種があります。今後の調査と保全が課題となります。

本市における天然記念物（植物）の指定状況

県指定	天然記念物	御手洗神社のナギ、穴権現社叢、鹿毛のスダシイ原生林、内田神社のイチイガシ、御嶽の原生林、健男社社叢、矢形神社社叢
市指定	天然記念物	広瀬天神社社叢、年神社社叢、白山川のゲンジボタル、熊野神社社叢、大原ミノキ林、下小坂愛宕社巨木群、山中区山ノ口天神社社叢、中尾社ナギ、宇田社の社叢とヤブツバキ、愛宕社のヤブツバキ、健男社のイチヨウ、歳神社のムクノキ、井崎のオオイタサンショウウオ、大野川「白亜紀の地層」、間の内のイチイガシ、伏野の二本クヌギ、木南切のエノキ、木南切のタブノキ、近郷のカルスト地形「ドリーネ」群、川上溪谷、大石檜山、宮生大椋、上尾塚大楨、井ノ向自然林、八坂神社社叢、門上神社社叢、天然記念物「椰」、冬手原銀杏、鳥居原の大杉

（資料：豊後大野市教育委員会）

豊後大野市鳥獣被害防止計画

本市では、野生動物による農作物への被害が後を絶たないため、2022年度（令和4年度）に「豊後大野市鳥獣被害防止計画」を策定しています。従来から講じてきた捕獲補助金や猟友会への捕獲委託、防護ネットや電気柵の設置など、集落ぐるみでの取り組みを推進しています。

（5）公園・緑地

本市では、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域などに指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めています。今後も地域住民にとって身近で利用しやすい公園・緑地となるよう整備に取り組み、地域住民の主体的な維持管理への参画を推進します。

豊後大野市の指定公園

名称	指定内容	総面積（ha）
祖母傾国定公園	国定公園	10,240
神角寺芹川県立自然公園	県立自然公園	10,065.50
祖母傾県立自然公園	県立自然公園	14,123.95

（資料：令和5年版大分県環境白書）

(6) 指定文化財

本市には、2024年（令和6年）時点において、計505件もの文化財があり、国指定史跡の犬飼石仏をはじめ、重要無形民俗文化財の御嶽神楽など、多くの文化財や伝統芸能に恵まれています。

これらの歴史的環境資源を、周辺の自然環境と一体として保全し、地域の歴史文化を継承するとともに、環境教育・学習*の題材として活用することも期待されます。

指定文化財の状況

指定区分		所在地							計
		三重町	清川町	緒方町	朝地町	大野町	千歳町	犬飼町	
国指定	重要文化財	2			2				4
	有形民俗文化財			1					1
	無形民俗文化財		1						1
	史跡		1	3				1	5
	特別天然記念物	1							1
国登録	有形文化財	6		1					7
	記念物			1		1			2
小計									21
県指定	有形文化財	30	3	10	4	6	6	5	64
	有形民俗文化財			4			1		5
	無形民俗文化財	3		2	1	1			7
	史跡	6			3	1		1	11
	天然記念物	4	1	1		1			7
県選択	無形民俗文化財			1			1		2
小計									96
市指定	有形文化財	60	22	34	30	8	25	27	206
	有形民俗文化財	6		9	1		2		18
	無形文化財								
	無形民俗文化財	11	16	23	16	5		2	73
	史跡	10	17	15	9	5	1	2	59
	名勝	1	1	1					3
	天然記念物	7	12	2	3	4	1	0	29
小計									388
合計									505

（資料：豊後大野市教育委員会）

3 生活環境

(1) 水質

河川水質の状況

市内では、大野川が環境基準A類型に指定されており、環境基準点1地点（犬飼）と、補助地点等6地点（福門大橋、猿飛橋、下赤嶺橋、共栄橋、原尻の滝、岩戸橋）で水質測定が実施されています。経年変化をみると、生物化学的酸素要求量*（BOD）は、通年環境基準を達成しています。大野川の上流域には特に大きな汚濁源がないことから、下赤嶺橋地点は、生活排水などによる汚濁が原因で、比較的高い数値となっていると考えられます。

河川における水質の状況（BOD平均値）

（基準：A類型 2mg/L以下） 単位：mg/L

地 点	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
犬飼大橋 (大野川)	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
福門大橋 (茜川)	1.2	0.8	0.9	1.0	0.8
猿飛橋 (大野川)	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8
下赤嶺橋 (三重川)	1.7	1.3	1.8	1.9	1.8
共栄橋 (緒方川)	0.9	0.8	1.0	1.0	0.9
原尻の滝 (緒方川)	1.0	0.7	1.2	0.8	0.9
岩戸橋 (奥岳川)	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6

（資料：大分県公共用水域及び地下水の水質測定結果）

下水道・農業集落排水※の整備状況

本市では、汚濁負荷を低減するため、汚水処理施設の維持管理とともに、補助金制度も継続しながら合併処理浄化槽の設置を推進しています。しかしながら、全体の下水道普及率は、県下でも依然低い状況にあります。

2023年度末（令和5年3月末）の下水道処理人口は1,141人、普及率は3.5%となっています。農業集落排水施設や合併処理浄化槽なども加えた汚水処理人口は23,099人、普及率は71.2%であり、大分県平均の82.8%を下回っている状況です。

下水道の普及状況 2023年（令和5年）年度

自治体名	項目	住民 基本台帳	汚水処理	下水道			
				下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽等	コミュニティプラント
豊後大野市	人口(人)	32,452	23,099	1,141	2,665	19,293	0
	普及率(%)		71.2%	3.5%	8.2%	59.5%	0%
大分県	人口(人)	1,106,261	916,030	616,954	29,284	269,264	528
	普及率(%)		82.8%	55.8%	2.6%	24.3%	0%

（資料：大分県ホームページ）

(2) 大気

大気の状態

本市の大気について、県内に設置された観測局で二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子物質では環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは非達成となっています。

交通渋滞などによる自動車排出ガスからの大気汚染も懸念されることから、今後も各主体がモラルをもって責任ある行動をとり、事業活動や日常生活から排出される大気汚染物質を減らすとともに、県及び周辺市町とも連携しながら大気汚染の状況を注意深く監視していくことが必要です。

測定局の環境基準達成状況

○達成 ×非達成

市町村名	測定局の場所	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子物質	光化学オキシダント
臼杵市	臼杵市役所	○	○	○	×
豊後大野市	豊肥保健所	○	○	○	×
大分市	戸次中学校	○	○	○	×

（資料：令和5年版大分県環境白書）

交通流の円滑化

自動車からのSPM^{*}やNO_x、CO₂の排出量は発進・停止回数の増加や低速走行に伴い増加するといわれており、渋滞、信号待ちや駐車中のアイドリング時に発生する大気汚染が問題となっています。

エコドライブ^{*}やノーマイカーなど、大気環境の負荷低減に向けてさまざまな視点から取り組む必要があります。

低公害車の利用

私たちがきれいな大気を取り戻し、地球環境を守るためには、自動車排出ガスの規制に加え、環境にやさしい低公害車^{*}の普及が強く期待されています。本市では、継続的に公用車としての低公害車を導入しています。

なお、低公害車には、次のようなものがあります。

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 天然ガス自動車(CNG自動車) | ② 電気自動車 |
| ③ ハイブリッド自動車 | ④ メタノール自動車 |
| ⑤ 低燃費かつ低排出ガス認定車 | |

悪 臭

悪臭公害は、嗅覚という人の感覚に知覚されるものであり、その感知の程度は各人の嗜好、体調なども影響され、さらに発生源も多種多様であることから毎年苦情が寄せられています。2022年度(令和4年度)に大分県内の各保健所及び市町村で受け付けた悪臭^{*}を主たる原因とする苦情の件数は244件でした。本市においても、いくつかの地域で悪臭問題に関する協議が続けられています。

本市では、2017年(平成29年)9月から、悪臭防止法に基づく臭気指数方式による規制を導入し、人間が不快に感じる臭気(複合臭)の対策に努めています。その臭気的主要発生源は、事業活動に伴い生じる排水や化学臭をはじめ、生活雑排水^{*}が流れ込む用水路及び違法な野焼き^{*}など多種多様であることから、粘り強い啓発活動や関係者会議などによる個人及び事業所の自制促進や、下水道普及事業などの排水対策も必要です。

アスベスト

アスベストとは、天然に存在する繊維状の鉱物です。アスベストは比較的安価であることから、建物の鉄骨の耐火被覆材や断熱材として吹き付けられたり、セメントとの混合材となるなど、身近な建材として使われていました。しかし、アスベストの繊維を吸い込むと、長期潜伏後に肺がんなどの健康被害を引き起こすことが指摘されています。天然に存在する物質ですが、吸引しないための対応策が必要であり、大気汚染防止法、労働安全衛生法などによって、その取り扱いや対策が定められています。

市が管理する施設については、吹付けアスベストの使用が確認された場合は、除去、封じ込めなどの必要な措置を講じるほか、現時点で使用の有無が確認できない場合は、分析調査などの必要な措置を講じています。

(3) 騒音

24時間営業のコンビニエンスストアなど、事業活動の多様化により生活水準が豊かになる一方で、事業所から発生する騒音だけでなく、建設工事に伴う騒音や自動車騒音、その他生活騒音に関する相談や苦情が全国的に増えています。

豊後大野市内では、一般国道326号をはじめ、市が指定する主要道路にて交通騒音*の調査を行っています。

今後も事業所と市民など、当事者間の協議による相互理解や歩み寄り、モラルの維持向上を図ることが重要です。

豊後大野市及び近隣市町村の規制基準の設定状況

単位：デシベル

自治体名	時間帯	第1種 区域	第2種 区域	第3種 区域	第4種 区域
豊後大野市	朝（午前6時～午前8時）	45	50	60	—
	昼間（午前8時～午後7時）	50	60	65	—
	夕（午後7時～午後10時）	45	50	60	—
	夜間（午後10時～午前6時）	40	45	50	—
大分市	朝（午前6時～午前8時）	45	50	60	65
	昼間（午前8時～午後7時）	50	60	65	70
	夕（午後7時～午後10時）	45	50	60	65
	夜間（午後10時～午前6時）	40	45	50	55
竹田市	朝（午前6時～午前8時）	45	50	60	—
	昼間（午前8時～午後7時）	50	60	65	—
	夕（午後7時～午後10時）	45	50	60	—
	夜間（午後10時～午前6時）	40	45	50	—
臼杵市	朝（午前6時～午前8時）	—	50	60	65
	昼間（午前8時～午後7時）	—	60	65	70
	夕（午後7時～午後10時）	—	50	60	65
	夜間（午後10時～午前6時）	—	45	50	55
大分県	朝（午前6時～午前8時）	45	50	60	65
	昼間（午前8時～午後7時）	50	60	65	70
	夕（午後7時～午後10時）	45	50	60	65
	夜間（午後10時～午前6時）	40	45	50	60

（資料：環境省「騒音規制法施行状況調査」）

(4) 有害化学物質

有害化学物質*のひとつであるダイオキシン類*はごみの焼却などで発生し、自然界では分解されにくいいため、排出されると水や大気中を漂い、結果として大気、水、土壌、食物から人が摂取することになります。

ダイオキシン類の汚染実態を把握するため、県内各所でダイオキシン類の調査が実施されています。2022年度（令和4年度）の大気・河川水質・河川底質のダイオキシン濃度は環境基準を達成していることから、本市におけるダイオキシン類濃度の状況は、健康に影響を与える程度ではないと考えられます。

公共用水域のダイオキシン類調査結果（抜粋）

調査区分		調査地点	測定値	環境基準
大気	pg-TEQ/m ³	緒方支所	0.0053	0.6以下
河川水質（市外）	pg-TEQ/L	大野川 白滝橋	0.069	1以下
河川底質（市外）	pg-TEQ/g	大野川 白滝橋	0.22	150以下

（資料：令和5年版大分県環境白書）

また、2023年度（令和5年度）に実施した一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の測定結果は0.21～1.9ng-TEQ/Nm³であり、基準値の10ng-TEQ/Nm³を下回っています。

一般廃棄物焼却施設ダイオキシン類調査結果

施設名称	炉番号	測定日	測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	基準値 (ng-TEQ/Nm ³)
豊後大野市清掃センター	1	2021年6月15日	1.3	10
	2	2021年6月16日	1.3	10
	1	2022年6月15日	0.53	10
	2	2022年6月16日	0.27	10
	1	2023年6月8日	0.21	10
	2	2023年6月9日	1.9	10

（資料：環境衛生課）

【ダイオキシン類の汚染等を表す単位】

ng（ナノグラム） 10⁻⁹g（10億分の1グラム）

pg（ピコグラム） 10⁻¹²g（1兆分の1グラム）

ダイオキシン類の毒性の強さを表す単位としてTEQという単位が使われます。

4 物質循環

(1) ごみ

2023年度(令和5年度)に本市で処理された一般廃棄物の年間総排出量は12,657.27トンで、リサイクル率は12.78%となっています。経年変化をみると、処理計画人口が減少していることから、年間総排出量及びリサイクル量はともに減少しています。

ごみの分別については、どの地区においても比較的良好ですが、より一層の分別の徹底と、3010運動(さんまるいちまるうんどう)をはじめとした「買いすぎない・使い切る・食べきる」などの地道な取り組みの推進を図り、一人あたりのごみ排出量を抑えていく必要があります。

ごみ処理の状況(豊後大野市処理計画区域(※))

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
処理計画人口 (人)	40,780	39,950	39,093
収集人口 (人)	40,780	39,950	39,093
年間総排出量 A (t)	13,381.42	12,978.94	12,657.27
リサイクル量 B (t)	1,862.19	1,757.15	1,618.19
リサイクル率 B/A (%)	13.92%	13.54%	12.78%

※豊後大野市の「処理計画区域」は、豊後大野市及び臼杵市野津町となります。

(資料：環境衛生課)

不法投棄

大分県では、産業廃棄物監視員による立入検査を徹底するなど、監視指導体制を強化しています。地上からは産業廃棄物監視員による巡回、AIカメラによる監視、防護フェンスの活用などによる不法投棄防止対策の強化、上空からはヘリコプターによるスカイパトロールやドローンの活用などによる監視指導の強化などの対策を講じています。本市においても、不法投棄防止看板の無料配布や広報活動を行い、不法投棄撲滅に取り組んでいます。

しかしながら、本市では、不法投棄などの廃棄物の不適正処理は依然として後を絶たない状況にあります。今後も保健所や警察署などと連携し、法令を順守した取り締まりを強化していくことが重要です。

また、市民のモラル向上、マナーアップのための意識啓発を行うとともに、各地区の環境衛生委員と連携し、地域での監視体制の強化を図ります。

産業廃棄物の不法投棄件数および苦情件数

	不法投棄件数					苦情件数				
	2018 H3	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2018 H3	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4
豊肥地域	2	2	15	8	5	2	2	11	10	2
大分県	54	39	56	48	49	37	32	44	51	43

※豊肥地域には、豊後大野市および竹田市が含まれる。

(資料：令和5年版大分県環境白書)

豊後大野市分別収集計画

本市では「豊後大野市分別収集計画」を定めており、時勢の変化に応じて内容の見直しを行っています。この計画では、容器包装廃棄物の3Rの推進、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用などが示されています。

(2) まちの美化

大分県は、2003年度（平成15年度）に、美しい自然と快適な環境を守り将来に継承するため、地域における身近なごみ拾い活動から3Rの推進、地球温暖化対策まで、広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」をスタートし、環境に配慮した美しく快適な県づくりを進めてきました。

2016年度（平成28年度）からは、これをまちづくり（地域の活性化）、ひとづくり（人材の育成）、なかまづくり（持続可能な活動基盤づくり）の3つのアクションとこれらの好循環によって地域活性化につなげる「おおいたうつくし作戦」にステップアップさせて様々な取組を展開してきました。（おおいたうつくし推進隊）

また、近年においては企業や人々の環境に対する意識は高まり、環境への配慮が社会的価値を生む時代となっています。こうした変化を踏まえ、環境に関する新たな県民運動である「グリーンアップおおいた」は、恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進めて「環境先進県おおいた」を目指すこととしています。

(3) 資源・エネルギー

エコエネルギー導入量

2022年度（令和4年度）の大分県全体におけるエコエネルギー導入実績のうち本市に関係の深いエネルギーである【太陽光発電・バイオマス発電・水力発電・小水力発電】については下記の表のとおりです。

今後も地域全体で省エネルギーに関心を持ち、それぞれができる身近な節電活動に取り組んでいく必要があります。

大分県内 エコエネルギー導入量実績（設備容量等） 【太陽光発電・バイオマス発電・水力発電・小水力発電】について

単位：kW

年 度	太陽光発電 (設備容量等)	バイオマス発電 (設備容量等)	水力発電 (設備容量等)	小水力発電 (設備容量等)
2018（平成30）年	1,039,382	88,501	337,540	1,780
2019（令和1）年	1,091,300	88,501	337,540	1,879
2020（令和2）年	1,256,143	88,501	336,240	3,278
2021（令和3）年	1,386,581	110,546	336,240	3,327
2022（令和4）年	1,483,215	110,546	337,540	3,327

（資料：大分県環境白書）

大分県内 エコエネルギー導入量実績（熱量換算） 【太陽光発電・バイオマス発電・水力発電・小水力発電】について

単位：TJ

年 度	太陽光発電 (熱量換算)	バイオマス発電 (熱量換算)	水力発電 (熱量換算)	小水力発電 (熱量換算)
2018（平成30）年	12,441	4,237	12,986	91
2019（令和1）年	13,062	4,237	12,986	96
2020（令和2）年	15,035	4,237	12,936	168
2021（令和3）年	16,596	5,292	12,936	170
2022（令和4）年	17,753	5,292	12,986	170

（資料：大分県環境白書）

水道普及状況

本市の水道普及状況は、2023年（令和5年）3月31日現在、人口が32,027人、普及率は74.7%となっています。

本市は、面積も大きく山間部が多いため、大分県や全国平均と比較すると、いまだ低い普及率となっています。

水道普及状況（2023年3月31日現在）

	総人口 (人)	普及率 (%)	給水人口(人)			
			合計	上水道	簡易水道	専用水道
豊後大野市	32,027	74.7%	23,939	22,458	437	1,044
大分県	1,098,383	92.0%	1,010,669	987,116	15,184	8,369
全国	124,704,624	98.3%	122,528,798	120,508,470	1,623,337	396,991

（資料：大分県の水道 令和4年度）

エコエネルギー

本市では、2014年度（平成26年度）から、地球温暖化防止や再生可能エネルギー施策の推進などのため、市内5ヶ所の太陽光発電所を運営しています。

豊後大野市太陽光発電所

名称	住所	定格出力
第1発電所	豊後大野市清川町六種 859-2	744.42 kW
第2発電所	豊後大野市緒方町小宛 1921-1	200.00 kW
第3発電所	豊後大野市緒方町徳田 182	406.56 kW
第4発電所	豊後大野市夏足 2886	296.80 kW
第5発電所	豊後大野市大野町田中 2180-1	500.00 kW

（資料：環境衛生課）

(4) 地球環境問題

地球温暖化

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて二酸化炭素などの温室効果ガス*が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷床が解けることにより海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、ひいては自然生態系*や生活環境、農業などへの深刻な影響が懸念されています。

2015年（平成27年）12月にパリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

また、2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラル*を目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020年（令和2年）10月、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画の5年ぶりの改定が行われ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%に向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されました。

本市の取り組み

本市では、地球温暖化対策実行計画を策定し、市役所内でもエコドライブやエアコンなどの節電を励行しており、市庁舎などにおける温室効果ガス*削減に取り組んでいます。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）に基づき、2008年度（平成20年度）に豊後大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「豊後大野市事務事業編」といいます。）を策定し、現在、第4次豊後大野市事務事業編による取組を行っています。また、遊休公有地へ太陽光発電所を建設し運営するとともに、エネルギーの地産地消を目指すため本市と県内企業の官民共同で電力売買事業等を行う「株式会社ぶんごおおのエナジー」を設立するなど特色ある取組も行っていきます。

また豊後大野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、カーボンニュートラルに向けた取組を進めていきます。

5 参画と協働

(1) 環境情報

近年、インターネットの普及により、手軽に環境情報を取得することができるようになりました。その結果、世界各国でのさまざまな環境破壊や、海洋プラスチックごみに代表される地球規模での廃棄物に関する問題が浮き彫りとなり、多くの企業でプラスチック削減計画が開始されるなど、各地で自発的な取り組みや活動に発展する広がりを見せています。そのような時代の変遷から、情報発信者には、公表体制の整備・充実、内容の正確性や分かりやすさ、当該者には対応の迅速性がより求められるようになりました。

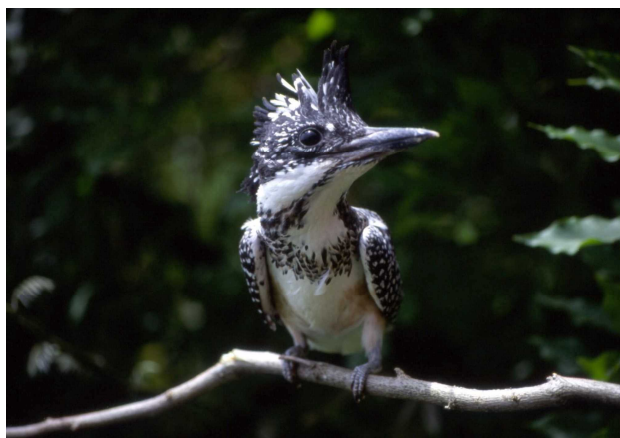
本市では、さまざまな環境情報をより正確に分かりやすく発信するとともに、これまでの市報やホームページでの発信だけにとどまらず、ごみの分別や出し方についてのスマホ用アプリを開発するなど、時代に合った工夫を始めています。今後も時代の変遷に即した柔軟な変化が求められます。

(2) 環境教育・学習

本市では、ジオパーク活動の推進により、市民の間でも年々自然環境への関心や注目が深まっています。そのような背景もあり、環境教育・学習*プログラムの充実を求める声も高まりつつあります。

現在、本市では、ジオパークを中心とした環境教室や、清掃センター及びし尿処理場の児童による社会見学、地区公民館等での家庭ごみの分別講習などを実施しています。

また、市民団体では、地域の清掃活動だけでなく、生活排水が川に与える影響を考慮し、廃食油を原料にした安全な石けんづくり活動などが行われています。



ヤマセミ

6 市の環境保全に関する条例

(1) 豊後大野市環境基本条例

本市では、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、互いに協力し連携を保ちながら環境の保全及び創造を図るため、「豊後大野市環境基本条例」を制定しています。

第1章で示したとおり、この条例により、基本方針や環境基本計画の策定が定められています。その他に、行動指針の策定、年次報告書の作成、環境月間や環境デーの設定、環境保全協定の締結などが定められています。

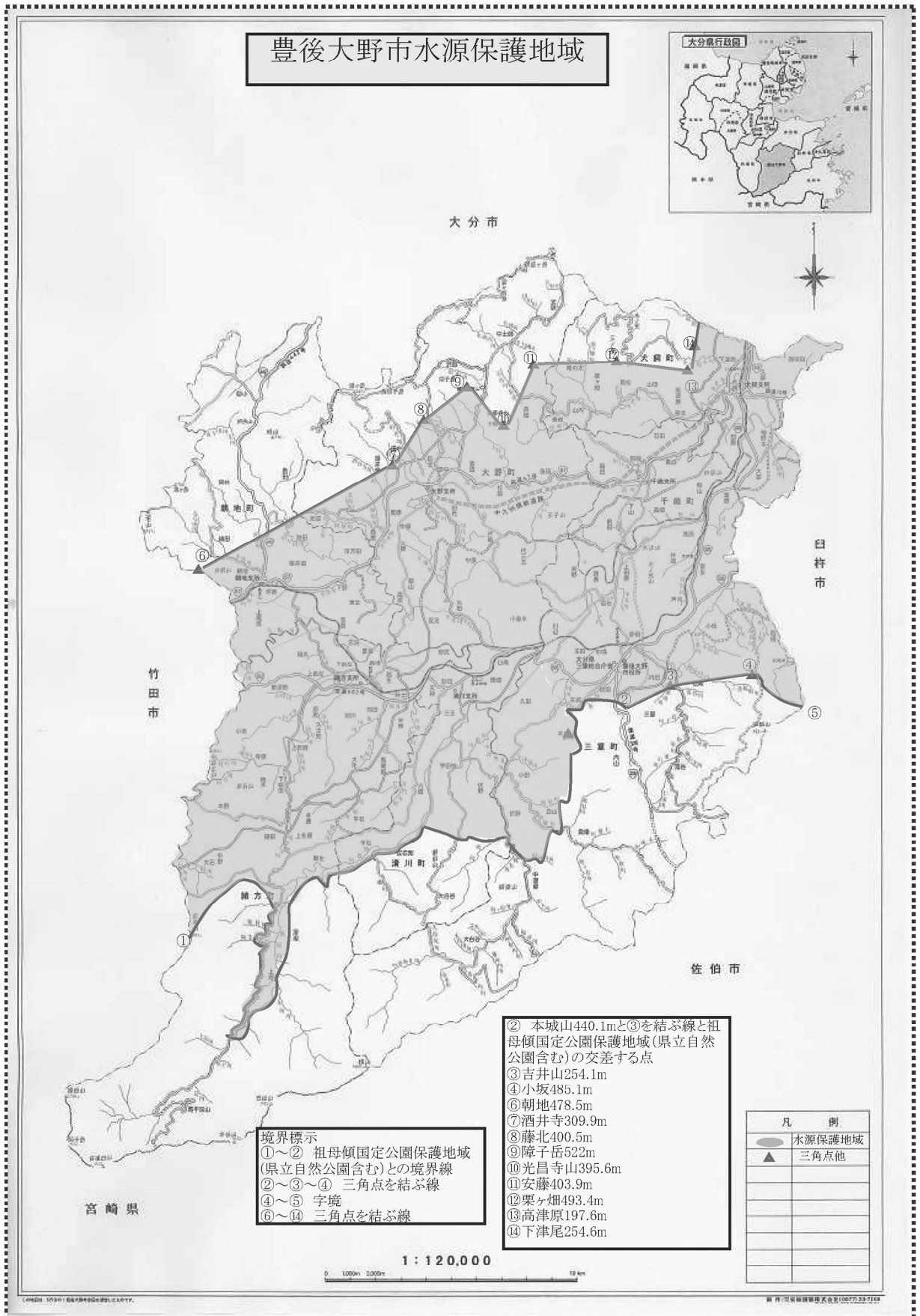
(2) 豊後大野市自然環境保全条例

本市では、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止するため、「豊後大野市自然環境保全条例」を制定しています。

この条例では、1,000 m³以上の森林開発や岩石及び砂利を採取するなどの事業を行う場合には、届出や周辺地域への説明会の開催を行うよう定められています。また、不適正な事業の早期発見・防止のため、市民も「できる限り周辺環境に注意を払うよう努める」ことが明示されており、市と市民が連携して環境保全に取り組むことが規定されています。

(3) 豊後大野市水道水源保護条例

本市では、水道にかかる水質の汚濁を防止するため、「豊後大野市水道水源保護条例」を制定しています。この条例により指定されている水源保護地域では、規制対象事業場（産業廃棄物処理施設やゴルフ場など）の設置や変更が制限されています。



第3章

豊後大野市がめざす 望ましい環境像

市、市民、事業者に共通する長期的な目標として、望ましい環境像を掲げます。
その実現に向けて、計画の柱となる基本目標、及び環境項目ごとの個別目標を設定します。

1 望ましい環境像

2 基本目標と個別目標

1 望ましい環境像

本市がめざす望ましい環境像とは、どのようなものでしょうか。

まちづくりの基本となる「第1次豊後大野市総合計画※」では、めざす都市像を「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」とし、「第2次豊後大野市総合計画」では、本市の将来像に『人も自然もシアワセなまち』を掲げています。

本計画の目的は、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進することです。

本市の進むべき方向性を本計画で示し、緑や水辺、歴史的環境資源などの残された貴重な環境の保全や、一人ひとりの環境保全に関する意識を高め、日常生活や習慣の見直しを図ることにより、より良い環境へと進んでいくことが重要です。

こうしたことから、本計画では本市がめざす望ましい環境像として、

- 豊かな自然を守り 未来へつなぐ まち
- 人と自然と環境にやさしい まち
- ともに活動する まち

を掲げています。

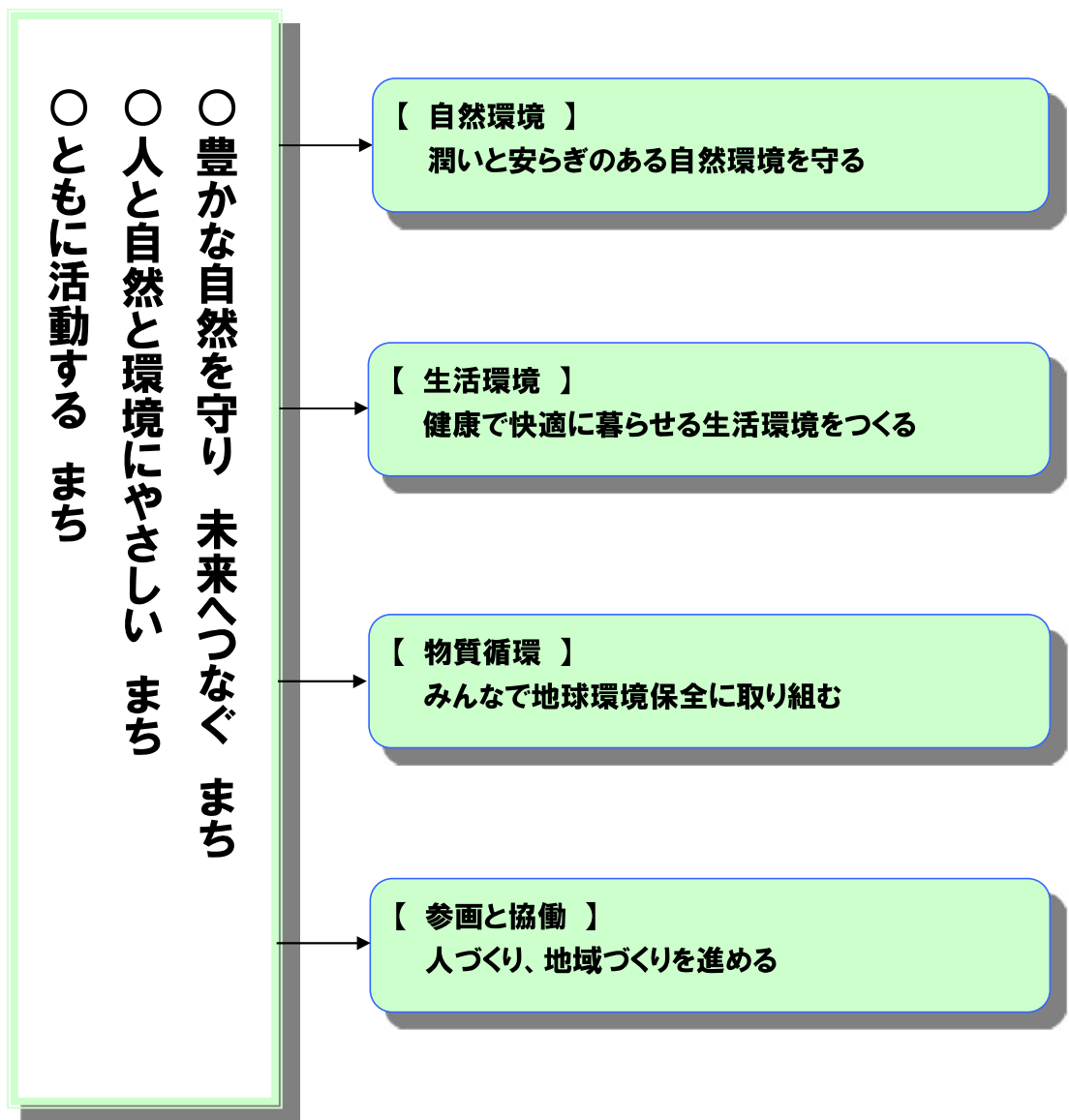
この望ましい環境像の実現には、私たち一人ひとりが自らの活動が環境に及ぼしている影響の重大さを再認識するとともに、積極的に行動していくことが欠かせません。そうした努力を継続することで、今を生きる私たちを取り巻く環境の改善はもとより、将来の世代へ環境をより良い状態で引き継ぐことにつながります。

2 基本目標と個別目標

本市がめざす望ましい環境像を実現するためには、第2章で明らかにしたさまざまな環境課題に取り組んでいく必要があります。そこで、環境の保全と創造の方向性を明確にするため、計画の柱となる4つの基本目標、及び環境項目ごとの14の個別目標を設定します。

望ましい環境像

基本目標



自然環境 潤いと安らぎのある自然環境を守る

本市は、市域の中で、農地・山林の占める面積が多く、祖母傾国定公園、大野川・白山川の清流など豊かな自然環境に恵まれています。そして自然には、さまざまな生き物が生育・生息しています。

これらの自然環境資源は、将来に継承すべき市の財産であるといえます。

自然環境資源を保全していくとともに、公園や街路樹などのまちの緑を創出し、生活空間に自然とのふれあいや潤いがあり、その魅力が次世代に引き継がれるまちをめざします。

個別目標 1 『 河川を守ろう 』

個別目標 2 『 森林や緑地を守ろう 』

個別目標 3 『 多様な生態系を守ろう 』

個別目標 4 『 まちの緑を育てよう 』

個別目標 5 『 ジオパークを活用して環境保全をしよう 』

生活環境 健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

健康で快適な生活を営んでいくためには、大気、水、土壌など私たちを取り巻く環境が良好であることに加え、ダイオキシン類などの有害な化学物質、食の安全性など人の健康影響に関する不安要素を取り除くことが前提となります。事業活動や日常生活に伴う環境負荷^{*}は、周りのさまざまな環境に影響を与え、私たちの知らないうちに良好な環境が損なわれています。

環境負荷を低減させ、市民がより健康で快適に生活できるように配慮したまちづくりをめざします。

個別目標 6 『 河川の水質をきれいにしよう 』

個別目標 7 『 快適な住環境を守ろう 』

個別目標 8 『 交通における環境対策を進めよう 』

物質循環 **みんなで地球環境保全に取り組む**

これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造の上に成り立ってきました。その結果、ごみの排出量、化石燃料を主としたエネルギー消費量は増加し、地球温暖化をはじめとする、地球規模での環境問題へと拡大しています。これらの問題の解決には、私たちの日常生活や事業活動の構造を根本から変えていく努力が不可欠です。

限りある資源を大切にし、今後も有効に利用していくため、循環型社会*・脱炭素社会の構築を目指したまちづくりを進めていきます。

個別目標 **9** 『ごみを減らし、リサイクルを進めよう』

個別目標 **10** 『きれいなまちをつくろう』

個別目標 **11** 『カーボンニュートラルを進めよう』

参画と協働 **人づくり、地域づくりを進める**

環境保全の大切さを知るためには、自然にふれ、さまざまな環境情報に目を向け知識を蓄積していくことが重要です。これまでも学校教育や生涯学習などの場では、環境について学ぶプログラムを取り入れ、環境の大切さを学び、自然とふれあう機会の創出が行われてきました。

充実した環境情報を提供し、環境教育・学習*を推進することにより市民の意識啓発を促すとともに、市民が参加しやすい環境活動を創出していきます。

個別目標 **12** 『環境に関する情報を蓄えよう』

個別目標 **13** 『環境教育・学習を進めよう』

個別目標 **14** 『活発な環境活動を進めよう』

第4章

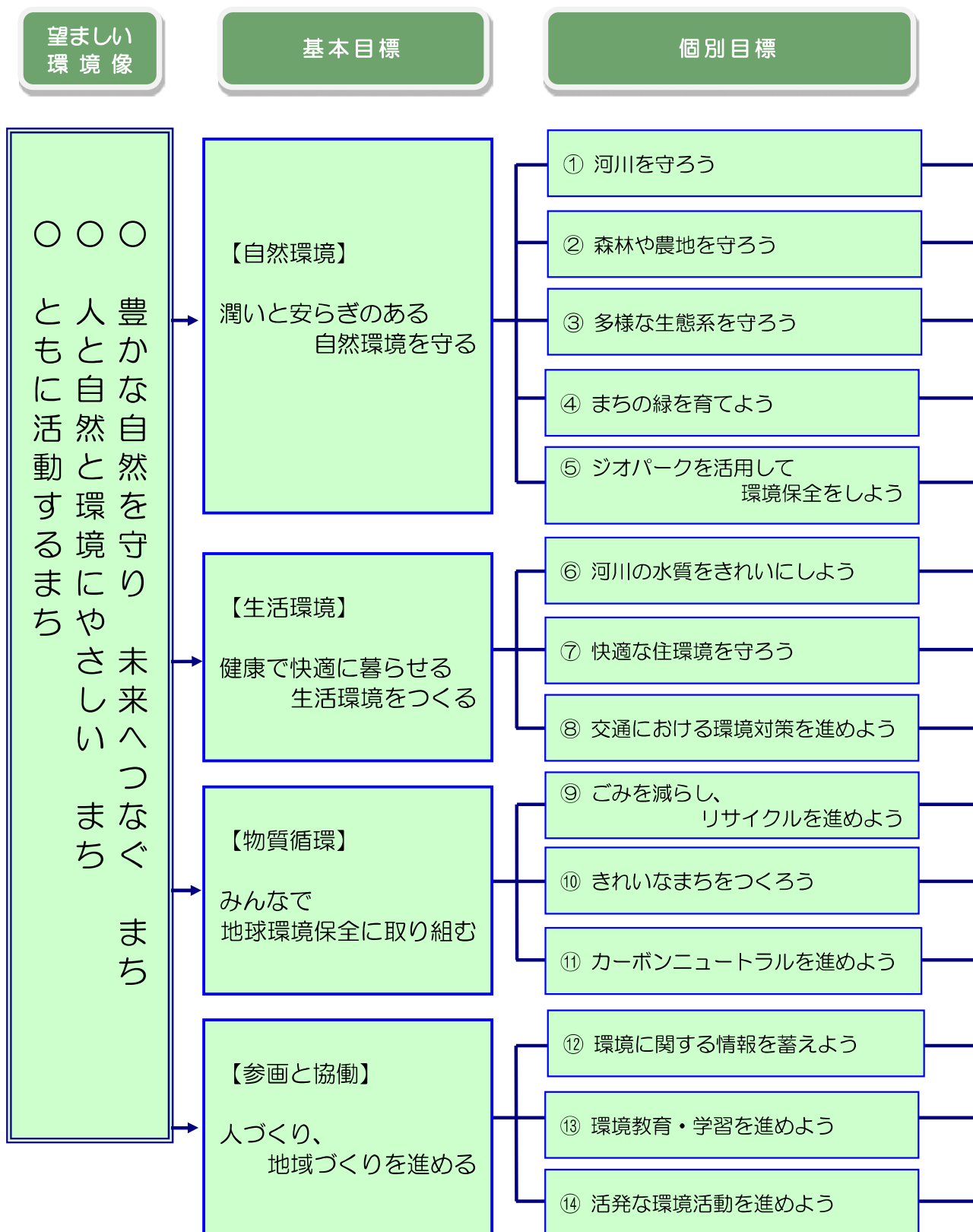
主な環境施策

個別目標の達成のために、市、市民、事業者の取り組みを定めます。

施策体系

- 1 河川を守ろう
- 2 森林や農地を守ろう
- 3 多様な生態系を守ろう
- 4 まちの緑を育てよう
- 5 ジオパークを活用して環境保全をしよう
- 6 河川の水質をきれいにしよう
- 7 快適な住環境を守ろう
- 8 交通における環境対策を進めよう
- 9 ごみを減らし、リサイクルを進めよう
- 10きれいなまちをつくろう
- 11カーボンニュートラルを進めよう
- 12環境に関する情報を蓄えよう
- 13環境教育・学習を進めよう
- 14活発な環境活動を進めよう

◆ 施策体系 ◆



取り組みの方向性

○ 自然的空間の創出
○ 水辺とのふれあい創出
○ 水質汚濁対策の推進
★【具体的な取り組み】水辺の維持管理活動の推進

○ 森林の保全対策の推進
○ 農林業とのふれあい創出
○ 農業・農地の保全対策の推進
★【具体的な取り組み】農業の担い手育成の推進

○ 生息・生育環境の保全対策の推進
○ 動植物の保全活動の活発化
○ 希少野生動植物の保護対策の推進

○ まちの緑の整備と維持管理
○ まちの緑化の推進

○ 自然景観の保全・活用

○ 生活排水処理の推進
○ 水質浄化活動の推進
○ 監視・測定の継続実施
★【具体的な取り組み】家庭や事業所からの排水対策の推進

○ 悪臭防止対策の推進
○ ペットとの共存
○ 有害化学物質対策の推進
○ 災害への備え

○ 騒音・振動対策の推進
○ 道路沿道環境の保全
○ 自動車排出ガス対策の推進

○ ごみの排出抑制
○ ごみの適正処理
○ 再利用・リサイクルの推進
★【具体的な取り組み】ごみの排出量の削減

○ 市民などへの意識啓発
○ 美化活動・清掃活動の推進
○ 不法投棄防止対策の推進
★【具体的な取り組み】不法投棄防止対策の強化

○ 省エネルギー活動の推進
○ 再生可能エネルギーの利用促進
★【具体的な取り組み】地球温暖化対策の推進

○ 環境情報の収集・整理
○ 環境情報の提供
○ 環境情報の活用の推進

○ 環境学習の指導者育成
○ 子どもたちへの環境教育の充実化
○ 環境イベントの充実化

○ 市民活動の活性化
○ パートナーシップの確立
★【具体的な取り組み】環境活動の拠点づくり

自然
環境

1 河川を守ろう

本市は、大野川をはじめ、水源となる清流がいくつも流れており、水辺環境に恵まれている地域です。

これらの河川を中心に、自然的空間を創出していくとともに、水質をきれいにするための水質汚濁*対策を推進していきます。また、イベントへの活用や環境教育・学習の実施など、良好な水辺空間を活かしたふれあいの場と機会を創出していきます。

水辺の維持管理には、行政と市民、ボランティア団体などが一体となって取り組むことが大切であり、さまざまな世代が参画できる水辺環境をつくりあげていきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）

<p>自然的空間の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川整備に多自然川づくり*を採用するなど、自然の復元を目指した整備を促進します ○ 学識経験者や市民の意見を取り入れ、生態系を考慮した河川環境の整備に努めます
<p>水質汚濁 対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水質改善による生活環境向上の啓発に努めます ○ 水質汚濁対策を推進します（「個別目標 5 河川の水質をきれいにしよう」を参照）
<p>水辺との ふれあいの創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然観察のできる場所や水に近づける場所を設けるなど、水辺空間の親水性を向上させます ○ 河川沿いの緑地の整備を推進します ○ 水辺を活用した市民参加の環境教育・学習*を実施します ○ 豊後大野市の自然環境の情報をまとめた「豊後大野市自然図鑑」などを活用し、普及啓発を図ります

【具体的な取り組み】

水辺の維持管理活動の推進

◆ 施策体系 ◆

『 河川を守ろう 』

- 自然的空間の創出
- 水質汚濁対策の推進
- 水辺とのふれあい創出
- 水辺の維持管理活動の推進

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然的空間を創出するための水辺の整備について市にアイデアを提供します ○ 河川などへの植物植栽活動に参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然的空間を創出するための水辺の整備について市にアイデアを提供します ○ 河川などへの植物植栽活動に参加・協力します
<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水・下水処理など生活環境向上への関心を高め、生活排水による水質汚濁の防止に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場からの排水や建設作業などによる水質汚濁の防止に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺空間を利用したイベントに参加します ○ 水辺とふれあえる場所を環境教育・学習に役立てます ○ 「豊後大野市自然図鑑」を活用し、自然環境についての理解を深めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺空間を利用したイベントを支援します

自然
環境

2 森林や農地を守ろう

本市では、市域の緑地のほとんどを森林や農地が占めていますが、近年は開発行為などによる森林の減少、後継者不足などによる遊休農地*や荒地の増加が懸念されています。

そこで、自然環境に配慮した農地や森林の保全対策を進めるとともに、理解を深めるための啓発活動を行います。また、遊休農地などの活用方法の検討を進め、市民とのふれあいの場や機会を創出していきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
森林の 保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO*やボランティア団体による森林整備作業を支援します ○ 森林資源の育成と計画的な造林を促進します ○ 木材、間伐材*などの有効な利用・活用方法を検討します ○ 地域住民などと連携し、森林での不法投棄監視体制の充実を図ります ○ 里山保全など自然への理解を深めるための啓発を行います
農業・農地の 保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕種農家と畜産農家が連携し、生産される産物を互いに利用するとともに、堆肥を利用した有機農業を推進します ○ 道の駅などを農林畜産物販売の拠点とし、消費者・生産者のネットワークの確立を支援します ○ 学校給食への地場農産物の導入や食育活動の実践をめざします
農林業との ふれあい創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林での植林活動を推進します ○ 森林インストラクターなど、環境保全の担い手づくりを促進します ○ 農山村体験や農林業体験イベントを開催するなど、農地や森林に対する理解を深める取り組みを推進します ○ チューリップフェスタの継続的な開催など、遊休農地の有効活用を図ります ○ グリーン・ツーリズムの情報を積極的に提供し、観光事業との連携による農林業の活性化を検討します

【具体的な取り組み】

農業の担い手育成の推進

◆ 施策体系 ◆

『 森林や農地を守ろう 』

- 森林の保全対策の推進
- 農業・農地の保全対策の推進
- 農林業とのふれあい創出
- 農業の担い手育成の推進

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材、間伐材などの有効な利用・活用に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 間伐などを実施し、良好な山林の生育環境の創出に努めます ○ 木材、間伐材などの有効な利用・活用方法を検討します
<ul style="list-style-type: none"> ○ 有機肥料、低農薬栽培の地場農産物を購入し、地産地消に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕種農家と畜産農家が連携し、生産した産物を互いに利用するとともに、堆肥を利用した有機農業に取り組みます ○ 道の駅などを農林畜産物販売の拠点とし、消費者・生産者のネットワークの確立を図ります ○ 小売店舗などで地場農産物を取り扱い、学校給食への地場農産物の供給に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林での植林活動に参加・協力します ○ 農山村体験・農林業体験イベントへの参加や、遊休農地を利用するなど、農地や森林に対する理解を高めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林での植林活動に参加・協力します ○ 農山村体験・農林業体験イベントの参加者に器具の貸し出しや情報の提供を行います ○ 遊休農地の活用に努めるとともに、有効な利用方法について提案します

自然
環境

3 多様な生態系を守ろう

本市には、豊かな自然環境にさまざまな動植物が生育・生息しており、そのなかにはニホンカモシカやサンショウウオなどもみられます。一方、イノシシやシカなどの野生動物による農作物被害も後を絶たず、外来種による在来生物への被害も問題となっています。

今後は、公共工事を実施する際の生き物への配慮に努めるとともに、市民参加型の自然観察会の開催などを通じて意識啓発を図り、動植物の保全活動を活発化させます。

野生動物による農作物被害については、鳥獣被害防止計画に基づき対策を推進し、外来種の監視は継続して実施します。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
生息・生育環境 の保全対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業を行う際は、野生生物の生育・生息環境を勘案し設計します ○ 公園整備においては、ビオトープ*の復元や創出に努めます ○ 豊後大野市の自然環境の情報をまとめた「豊後大野市自然図鑑」の普及啓発を図ります
希少野生動植物の 保護対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大分県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、保全すべき生き物を把握し、保全意識の啓発を図ります ○ 祖母山をはじめ市内に生息・生育する希少種*の保護活動を実施します ○ 外来種*の移入などに対し監視を行うとともに、市民、事業者などへの普及啓発を図ります
動植物の保全活動 の活発化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園や河川沿いに解説案内板を整備します ○ 市民参加型の自然観察会などを継続的に実施し、その結果を発表する機会や場を創出します ○ 市民組織による自然観察グループを設立し、グループの育成と支援を行います ○ 豊後大野市の自然環境の情報をまとめた「豊後大野市自然図鑑」の普及啓発を図ります

◆ 施策体系 ◆

『 多様な生態系を守ろう 』

- └ 生息・生育環境の保全対策の推進
- └ 希少野生動植物の保護対策の推進
- └ 動植物の保全活動の活発化

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ ハイキングや釣りなどのレジャーの際は、自然環境に配慮して行動します ○ 「豊後大野市自然図鑑」を活用し、自然環境についての理解を深めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発にあたっては、生育・生息環境に配慮した工法や時期を選択し、適切な保全対策を実施します ○ 工事によって改変される自然環境を可能な限り復元します ○ 「豊後大野市自然図鑑」を活用し、自然環境についての理解を深めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 祖母山をはじめ市内に生息・生育する希少種*の保護活動に参加します ○ 愛護や観賞目的の生物を野生化させたり、他の地域から移入させたりしません ○ 法律で禁じられている鳥獣の捕獲（密猟）は行いません 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 祖母山をはじめ市内に生息・生育する希少種*の保護活動を支援します ○ 外来種は適正に飼育・管理します ○ 外来種を販売するときは、顧客への十分な説明を行います
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然観察グループに参加し、自然観察会や生き物調査を実施し、生息・生育データを蓄積します ○ 「豊後大野市自然図鑑」を活用し、自然環境についての理解を深めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然観察会や生き物調査に協力し、生息・生育データを蓄積します ○ 「豊後大野市自然図鑑」を活用し、自然環境についての理解を深めます

自然
環境

4 まちの緑を育てよう

公園や街路樹など、まちの緑は空気をきれいにしたり、夏場の暑さを緩和するなどの環境保全のための機能のほか、野鳥などの移動空間、人々のふれあいの場となるなど、身近な自然として多くの役割を担っています。

まちの緑を育てていくために、都市公園^{*}や街路樹、公共公益施設など公用地内の緑地の整備を進めるとともに、市民参画で民有地内の緑化を進めていきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
まちの緑の 整備と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童公園、近隣公園などの身近な公園整備を推進します ○ 公園などの整備においては在来種による生息・生育空間（ビオトープ）の復元や創出を図ります ○ 公園の整備計画の策定にあたっては、市民参画での検討を進めます ○ 市民やボランティア団体による公園の維持管理を推進します
まちの緑化の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街路樹の整備など、道路沿いの緑化を推進し、適切な維持管理を行います ○ 公共公益施設の緑化を推進します ○ 河川沿いの緑地の整備を推進します ○ 植樹などの緑化活動の資金として、緑の基金を推進します

◆ 施策体系 ◆

『 まちの緑を育てよう 』

- └ まちの緑の整備と維持管理
- └ まちの緑化の推進

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園の整備計画の策定や公園の維持管理に参加します ○ 身近な公園などの緑の維持管理を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣住民とともに、身近な公園などの緑の維持管理を支援します ○ 除草剤や殺虫剤は、適正な量・方法により使用します
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑の基金に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑の基金に協力します

生活
環境

5

ジオパークを活用して環境保全をしよう

本市は、地域固有の地質や地形、生態系、歴史・文化などの地域資源を活かした活動が認められ、2013年（平成25年）9月に「おおいた豊後大野ジオパーク」として日本ジオパークに加盟認定されました。

このことにより、ジオパーク*に関する住民の活動や教育活動も盛んになっており、ジオガイド育成などの取り組みも進んでいます。

また、市内には祖母傾国定公園や神角寺・芹川県立自然公園、祖母傾県立自然公園などの優れた自然が存在しており、ジオパークと連携し保全・活用を図っていきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）

自然
景観
の
保
全
・
活
用

- ジオパーク推進協議会と連携し、ジオサイトの保全・活用を図ります

◆ 施策体系 ◆

『ジオパークを活用して環境保全をしよう』

└ 自然景観の保全・活用

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<p>○ ジオパークのイベントや研修会に参加し、豊後大野市の特徴ある地形・地質・文化について学びます</p>	<p>○ 豊後大野市の地形や地質の魅力について理解し、開発行為などを行う場合は、景観や環境の保全・保護に配慮します</p>

生活
環境

6

河川の水質をきれいにしよう

大野川水系での市内観測地点で水質測定を毎年度実施しており、ほとんどの地点で環境基準*を満たしていますが、環境負荷*低減のために、合併処理浄化槽*などの生活排水処理施設の普及に努めるとともに、今後も継続的に監視・測定を実施し、水質の状況を把握していきます。

また、水質汚濁*の大きな原因のひとつとして、事業所排水や生活雑排水*の河川への流入があげられることから、市民や事業所などによる水質浄化活動を推進するとともに、適切な情報提供や指導による意識啓発を図ります。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
生活排水処理 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併処理浄化槽の設置を促進します ○ 合併処理浄化槽普及のための啓発や導入の為の支援を推進します ○ 浄化槽関係者に対し、浄化槽の設置、保守点検及び清掃などについての適切な指導を行い、広報・啓発を行います ○ 既存の公共下水道などの集処理事業への加入を促進します
監視・測定 の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川における水質測定を継続的に行い、実態把握に努めます ○ 水質汚濁の原因究明のための調査を実施し、結果の公表に努めます ○ 環境パトロールを定期的に行い、水質汚濁物質などの監視、指導を強化します
水質浄化活動 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の水質浄化についての調査・研究に努めます ○ 水質の浄化にも役立っているヨシなどの水際の植生*の保全を図ります ○ 河川沿い、市内を流れる溝や川の清掃活動を支援します

【具体的な取り組み】

家庭や事業所からの排水対策の推進

◆ 施策体系 ◆

『 河川の水質をきれいにしよう 』

- 生活排水処理の推進
- 監視・測定の継続実施
- 水質浄化活動の推進
- 家庭や事業所からの排水対策の推進

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水事業に協力し、整備地域では積極的に接続します ○ 合併処理浄化槽の積極的な導入及び維持・管理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水事業に協力し、整備地域では積極的に接続します ○ 合併処理浄化槽の積極的な導入及び維持・管理に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市と連携して環境パトロールを定期的実施します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主測定を実施し、自社が環境に与える負荷の把握に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水質浄化活動に参加・協力します ○ 河川や家の近くを流れる溝などでの清掃活動に参加・協力します ○ 河川などへの植物植栽活動に参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水質浄化活動に参加・協力します ○ 河川の清掃活動に会社ぐるみで参加・協力します ○ 河川などへの植物植栽活動に参加・協力します

生活
環境

7 快適な住環境を守ろう

本市の大気汚染の状況は、健康に影響を与える程度ではないと考えられますが、違法な野焼き*や焼却に伴う臭いや悪臭*に関する苦情も多く寄せられています。

土壌汚染については、人の健康被害や農業への影響をもたらす恐れがあり、有害化学物質による地下水汚染は、一旦汚染が発生すると、汚染状況の把握や汚染除去対策が困難であることから、有害化学物質の適正管理、実態把握と適切な情報提供に努めます。

また、アスベストについては情報の提供など、適切に対策を進めます。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
悪臭防止対策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪臭*を放つ恐れのある施設などの把握に努め、悪臭*軽減のための調査・研究を行います ○ 排水路や側溝の清掃を支援するとともに、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進し、生活排水による悪臭*の発生を防止します ○ 違法な野焼き防止の監視・指導を行います ○ 地域からの相談や要望には適切な対応を行います
有害化学物質対策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理施設、事業場からの排出・漏洩する化学物質について、監視、指導を強化します ○ 土壌汚染、地下水汚染についての実態調査に協力します ○ 有機肥料、低農薬栽培による農業を推進します ○ 有害化学物質に関する適切な情報提供を行い、市民や事業者の意識の向上を図ります
ペットとの 共存	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人と動物が共に生きていける社会の実現に努めます ○ 飼育に関する適切な情報提供を行います ○ 飼い主（市民）のモラルやマナーの向上を図ります ○ 「おおいた動物愛護センター」の取り組みに参画します ○ 獣医師会と連携し、狂犬病予防注射の普及啓発に努めます
災害への 備え	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に備え、「災害廃棄物処理計画」を策定します ○ 大量に発生する災害ごみに備え、市内全域に仮置き場候補地を配置します ○ 備えに必要な情報を、市民や事業所へ適切に周知します

◆ 施策体系 ◆

『 快適な住環境を守ろう 』

- ├ 悪臭防止対策の推進
- ├ 有害化学物質対策の推進
- ├ ペットとの共存
- └ 災害への備え

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪臭※を放つ施設などがあった場合は、市に情報を提供します ○ 家の周りの排水路や側溝の清掃を行い、悪臭※の発生を防止します ○ 家庭でのごみの焼却や違法な野焼きは行いません 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪臭※が外部に漏洩しないように適正な事業活動を行います ○ 悪臭防止法を遵守します ○ 周辺地域への負担が生じないように配慮し、地域からの要望があった際は真摯に対応します ○ 違法な野焼きは行いません
<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害化学物質に関する知識を身につけます ○ 有機肥料、低農薬栽培の地場農産物を購入します ○ 家庭でのごみの焼却や違法な野焼きは行いません 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質や油などは、外部に漏洩しないように注意を払い使用します ○ 建物の建築や改築時は、室内環境汚染を低減する資材を利用します ○ 除草剤や殺虫剤は、適正な量・方法により使用します ○ 有機肥料、低農薬栽培による農業に取り組みます
<ul style="list-style-type: none"> ○ ペットを飼う際は、命を預かる自覚をもち、最後まで責任をもって飼育します ○ 近隣への負担や迷惑が生じないように努めます ○ 予防注射や不妊去勢手術など、必要な配慮を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違法な営業は行わず、販売する際は正しい飼い方を伝えます ○ 事業所などでのペット飼育の際は、周辺地域に迷惑をかけないように正しく飼育します
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料や消耗品などの備蓄に努めます ○ 有事の際は、積極的に行政と協働して復興に努めます ○ 災害に備え、日頃の研修や訓練などに積極的に参加します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に備え、過度の在庫を抱え込まないようにします ○ 有事の際は、行政や地域と協働し、早期の復旧に努めます ○ 研修などによる社員教育に努めます

生活
環境

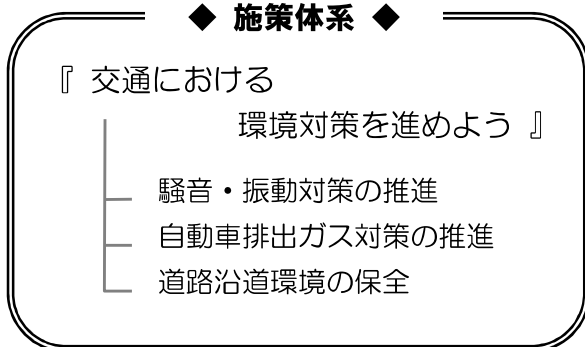
8 交通における環境対策を進めよう

道路交通騒音*対策、自動車排出ガス対策を講じて、快適な生活環境を確保するとともに、地球温暖化対策（詳細は「個別目標 10 省資源・省エネルギーを進めよう」）を進めます。

また、近隣騒音については、それぞれの原因者である市民や事業者、そのほか各関係機関に対して、その低減に努めるようにモラルの向上を図ります。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
騒音・振動対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活騒音、飲食店などからの騒音を低減するため、市民、事業者の意識やモラルの向上を図ります ○ 公共工事の実施に伴い、発生する騒音や振動に対して、低減対策を講じるよう指導します ○ 公共工事に伴う大型車両の走行時は、市民生活に配慮したルート、時間帯を選定するよう指導します ○ 渋滞緩和措置として、生活道路*の整備に努めます
自動車排出ガス対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低公害車*の導入に努めます ○ 市民、事業者に対して、低公害車利用の普及・啓発を行います ○ エコドライブ*の実施、呼びかけを行います ○ 公共交通機関の利用を促進するとともに、歩行者、自転車優先の道づくりを推進します ○ 広報を通じて、自動車などによる大気への影響の実態と対策に関する啓発を行います
道路沿道環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域負担が生じぬよう、適切な道路保全に努めます ○ おおいたうつくし作戦を推進し、地域主導による道路保全活動を支援します

◆ 施策体系 ◆



市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣への騒音を低減します ○ 交通渋滞の要因となる違法駐車はやめま す 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗の設置にあたっては、交通渋滞や店舗 からの騒音の低減に努めます ○ 低騒音型の機械を選定し、設備の稼動によ り発生する騒音を低減します ○ 交通渋滞の要因となる違法駐車はやめま す
<ul style="list-style-type: none"> ○ マイカーの購入時は低公害車や燃費のよ い車を選びます ○ 自動車の走行時は、エコドライブを心がけ ます ○ 公共交通機関、徒歩や自転車などを利用 し、マイカーの利用を控えます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社用車の購入時は、低公害車や燃費のよ い車を選びます ○ 自動車の走行時は、エコドライブを心がけ ます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路沿道の清掃活動や緑化活動などに積 極的に参加します ○ 地区の景観を良くする活動を計画、推進し ます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路沿道の清掃活動や緑化活動などに積 極的に参加します ○ 地区の景観を良くする活動に協力します

物質
循環

9 ごみを減らし、リサイクルを進めよう

本市では、廃棄物の排出量は増加傾向にあり、「分別収集計画」に基づき、容器包装廃棄物の3Rの推進やごみの減量化に取り組んでいます。

今後も市民や事業者へ排出者責任の理解と協力を求めていくとともに、再利用・リサイクル*しやすい循環型のまちづくりを行っていきます。また、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の普及など、市全体のごみ排出量の削減に取り組んでいきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民・事業者にごみ減量化について広く呼びかけます ○ ライフスタイル（生活様式）の見直しなど、市民にごみ減量化についての啓発を行います ○ マイバッグ運動の啓発を行います ○ 3010運動（さんまるいちまる運動）を推進し、食品ロスの軽減に努めます
再利用・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの出し方や分別方法などについて、わかりやすく情報提供します ○ ごみの分別収集に関する報告を定期的に行い、市民の理解を深めます ○ 廃食用油の回収、再利用に向けた支援を行います ○ 近隣市と協働し、広域的な清掃センターの建設や、再利用・リサイクルの推進を図ります
ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの適正な処理を実施します ○ ごみステーションの整備を推進します ○ 県と連携を図り、悪質な無許可業者や、不適正処理を行う産業廃棄物*処理業者の監視を強化します

【具体的な取り組み】
ごみの排出量の削減

◆ 施策体系 ◆

『 ごみを減らし、リサイクルを進めよう 』

- ├ ごみの排出抑制
- ├ 再利用・リサイクルの推進
- ├ ごみの適正処理
- └ ごみの排出量の削減

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ぐるみで資源物の分別に積極的に取り組みます ○ 買い物時にマイバッグを使用します ○ 簡易包装された商品を選択するようにし、過剰包装の辞退に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所から排出されるごみ（産業廃棄物など）の減量化に努めます ○ 小売店では、量り売りやバラ売りに努めます ○ 商品の過剰包装をやめます
<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの分別を徹底します ○ リターナブル容器を用いた商品や詰め替え可能な商品の利用に努めます ○ 廃食用油のリサイクルに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの分別を徹底します ○ 紙などは、再利用するように努めます ○ 故障した製品を再使用するための修理イベントや店内にコーナーを設置します ○ 廃食用油のリサイクルに協力します ○ グリーン購入※を積極的に進めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの適正な処理を実施します ○ 許可を持たない業者や悪質な業者などに処理を依頼しないよう、市の適正なごみ処理に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物は適正な方法により処分します ○ 廃棄物の処理を委託した場合は適正に処分されていることを確認します

物質
循環

10

きれいなまちをつくろう

道路脇や山林、河川敷などへの不法投棄がいまだに後を絶たず、まちの美観を損なう要因の一つになっています。

空き缶や弁当の容器など、ポイ捨てに関する苦情も多いことから、市は市民などへの意識啓発を図りながら、市全体のマナーアップの向上に努めるとともに、警察や県とも連携し、監視体制の強化など不法投棄の防止対策を進めます。

また、自治会や企業など、さまざまな団体が主催する美化活動、清掃活動を促進することにより、市内の環境美化を進めていきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
市民などへの 意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や事業者のモラル向上のため、インターネットなどの広報を通じて注意を促すとともに、指導を強化します ○ ごみの持ち帰りを呼びかけるなどポイ捨て防止に関する啓発を推進します ○ 空き地に繁茂した雑草などは、適正な管理を促します ○ ペットの糞の始末などについて、意識啓発を推進します
不法投棄防止対策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄の多い場所には監視カメラや看板を設置するなど、不法投棄防止対策を強化します ○ 不法投棄物の撤去、あるいは排出者への撤去命令を強化します ○ 警察や県とも連携し、不法投棄防止のための体制を強化します ○ 環境衛生委員など、地域での監視体制を推進し、不法投棄の発生抑制や監視を強化します
美化活動・ 清掃活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ おおいたうつくし作戦を推進し、地域の清掃活動を支援します ○ 地区の景観を良くする活動や、美化清掃活動を支援します

【具体的な取り組み】
不法投棄防止対策の強化

◆ 施策体系 ◆

『きれいなまちをつくろう』

- ├ 市民などへの意識啓発
- ├ 不法投棄防止対策の推進
- ├ 美化活動・清掃活動の推進
- └ 不法投棄防止対策の強化

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 外出先のごみは持ち帰ります ○ 空き地に雑草が繁茂しないよう管理を行います ○ ペットの糞はきちんと持ち帰ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の一員としてまちの美化に関心を持ち、職員教育や清掃活動を実施します ○ 未利用地の管理を行います
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄の発見時は、速やかに警察や市に連絡します ○ 周辺の草刈りを定期的実施し、ごみの捨てにくい景観を維持します ○ 市の施策に協力し、看板設置などの不法投棄防止に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄の発見時は、警察や市に連絡します ○ 所有地の監視を行い、不法投棄の防止に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な公園や道路などの清掃活動を積極的に行います ○ おおいたうつくし作戦に参画します ○ 地区の景観を良くする活動や美化清掃活動を計画、推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な公園や道路など、地域の清掃活動へ積極的に参加します ○ おおいたうつくし作戦に参画します ○ 地区の景観を良くする活動や美化清掃活動に協力します

物質
循環

11

カーボンニュートラルを進めよう

大量のエネルギー消費は、資源の枯渇や二酸化炭素排出量の増加に伴う地球温暖化問題に直接結びつくもので、環境に多大な影響を与えます。

事業活動や日常生活の中で、電気の節減や自動車の利用を見直すなど、省エネルギー意識の普及啓発を図るとともに、効率の良いエネルギー利用、省エネルギーに配慮した製品・技術の活用、再生可能エネルギーの推進、省資源・省エネルギーのライフスタイルの定着をめざします。

また、地域全体として地球温暖化に関心を持ち、地球温暖化防止対策を進めていきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
省エネルギー活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギーに関する取り組みを市民などへわかりやすく情報提供します ○ 家庭や事業所へ、電気、ガソリンなどの使用削減を呼びかけます ○ 省エネにつながる新技術の提案並びに情報収集に努めます ○ 公共公益施設における省エネルギーを進めます ○ 低公害車[*]の導入に努めます ○ 建物の断熱化や省エネ対策など、エネルギー効率の良い施設の整備を推進します
再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設における再生可能エネルギーの普及に努めます ○ 再生可能エネルギーに関する情報を市民や事業者に提供します ○ 市が運営する再生可能エネルギー施設（豊後大野市太陽光発電所）の効率的な維持管理に努めます

【具体的な取り組み】
 地球温暖化対策の推進
 ・豊後大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（区域施策編）の推進

◆ 施策体系 ◆

『カーボンニュートラルを進めよう』

- └ 省エネルギー活動の推進
- └ 再生可能エネルギーの利用促進
- └ 地球温暖化対策の推進

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー型製品の購入・利用に努めます ○ 室内温度を適切に調節し、省エネルギーに努めます ○ 住宅を建築する際は、断熱材や二重サッシなどを使用し、断熱効果を高めます ○ マイカーの購入時は低公害車や燃費のよい車を選びます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー型製品の購入・利用に努めます ○ こまめな節電を実施し、省エネルギーに努めます ○ 事業所内の温度を適切に調節し、省エネルギーに努めます ○ 環境家計簿を利用し、環境への負荷を把握します ○ 社用車の購入時は、低公害車や燃費のよい車を選びます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電、小水力発電、小型風力発電など再生可能エネルギーの導入を検討します ○ 再生可能エネルギーへの理解を深め、利用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電、小水力発電、小型風力発電など再生可能エネルギーの導入を検討します ○ 再生可能エネルギー事業の推進に協力します

参画と
協働

12

環境に関する情報を蓄えよう

環境に関する情報は、広く新聞やテレビなどで取り上げられていますが、普段の生活が影響する環境負荷[※]や、現在の状況や課題をより深く理解するために、地域に密着した情報を充実していく必要があります。

情報の発信は、正確でわかりやすい環境情報の収集・整理に努め、市報・ホームページ・SNSなどを積極的に活用します。また、情報の公開や更新はできるだけ迅速に行い、市内全体での情報共有を図ります。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
環境情報の 収集・ 整理	<ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな環境情報を市民や事業所向けに分かりやすく整理します ○ 豊後大野市の自然環境の情報をまとめた「豊後大野市自然図鑑」などにより、子供たちにも環境情報の普及啓発を図ります ○ エネルギー使用量など、必要な環境情報の収集に努めます
環境情報の 提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市のホームページによる環境情報の発信体制を整備します ○ 公共公益施設における環境情報の閲覧体制を整備します ○ 広報やポスターにより、市民の環境意識を高めます
環境情報の 活用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や町内における環境の状況や活動状況を集約し、市民の認識を高め、より効果的な取り組みとなるように努めます ○ 環境に関する施策や助成制度、国・県の各種支援制度の周知を図ります ○ 環境活動情報を集約し、定期的に点検・評価します

◆ 施策体系 ◆

『 環境に関する情報を蓄えよう 』

- ├ 環境情報の収集・整理
- ├ 環境情報の提供
- └ 環境情報の活用の推進

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する情報の蓄積に取り組みます ○ 環境活動を通じて、さまざまな環境情報の収集・整理に努めます ○ 「豊後大野市自然図鑑」を活用し、自然環境についての理解を深めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する情報の蓄積に取り組みます ○ 事業活動を通じて、さまざまな環境情報の収集・整理に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄など日常生活で気づいた環境情報の提供に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動で気づいた環境情報の提供に努めます ○ 環境に関する情報を店内に掲示します
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する知識の習得に励み、得られた環境情報を日常生活に活用します ○ 新たな環境活動の拠点の設置について市にアイデアを提案し、環境活動の拠点として活用します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する知識の習得に励み、得られた環境情報を事業活動に活用します ○ 新たな環境活動の拠点の設置について市にアイデアを提案し、環境活動の拠点として活用します

参画と
協働

13

環境教育・学習を進めよう

環境への関心が高まるなか、環境への理解をより深めるため、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした環境教育・学習の充実が求められています。

豊かな自然を守り育てる視点にたち、学習のための教材を充実させるとともに、地域の環境学習リーダー*として活躍できる人材を育成するための取り組みを進めます。

また、環境イベントや学校における環境教育を充実させるなど、学校、家庭、地域、職場などのさまざまな場面で、地域に根ざした環境教育・学習*を進めていきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
環境学習の 指導者育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育・学習の教材を整理し、活用します ○ さまざまな環境情報を子どもたち向けに分かりやすく整理します ○ 環境活動を推進する人材としての自然観察指導員などの育成と活用を図ります
環境イベント の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境講演会、セミナー、シンポジウムを開催します ○ 環境週間などを利用して、環境に関する意識向上のためのイベントを企画・開催します
子どもたちへの 環境教育の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育における体験学習などの支援を行います ○ こどもエコクラブ*や子どもによる水辺保全活動など、幼児期から参加可能な体験イベントの定期的開催を進めます

◆ 施策体系 ◆

『 環境教育・学習を進めよう 』

- ├ 環境学習の指導者育成
- ├ 環境イベントの充実化
- └ 子どもたちへの環境教育の充実化

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育・学習の教材を活用します ○ 自然観察指導員などの育成講座に参加します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然観察指導員などの育成講座に参加します ○ 事業所内に環境問題の担当者や責任者を設置します ○ 従業員に対して、環境に関する研修・学習会などを行います
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境講演会、セミナー、シンポジウムに積極的に参加します ○ 子どもとともに環境イベントに参加し、環境について学びます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境イベントへの参加、企画・開催に努めます ○ 従業員がボランティアとして環境イベントなどに参加することに協力します
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育を通じて子どもたちが学んだことを家庭内でも積極的に取り入れます ○ こどもエコクラブ*などに参加・協力します ○ 家庭内で環境について話し合い、意識の向上に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自社で実施している環境への取り組み事例を子どもたちに紹介します

参画と
協働

14

活 発な環境活動を進めよう

今日の環境問題を解決するためには、一人ひとりが環境保全の意識を持って活動に取り組むとともに、その取り組みを地域レベル、ひいては市全体の活動へ結び付けていくことが重要です。

環境に関する市民活動を活性化させるための支援を継続するとともに、市民や事業者、行政が適切な役割分担・責任分担を果たす協働のまちづくりの推進を目指します。また、地域の環境活動の拠点づくりを進め、市民間・事業者間の仲間づくりを図り、市民・事業者と行政をつなげていきます。

市の主な取り組み（施策の方向性）	
市民活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO*、ボランティアなどの活動を支援するとともに、市民団体、学校教育、地域における環境活動を支援・推進します ○ 市内外の人たちが、自然豊かな地域に滞在し、その地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）を支援します ○ 環境活動を推進する人材としての環境学習リーダーの育成を図ります ○ 活動団体間の情報交換などネットワーク化・拠点整備を推進します ○ 清掃活動などの地域やボランティア団体の環境活動を支援します
パートナーシップの確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や市民団体、事業者などの協議の場を設け、具体的な保全施策や体験活動を検討します ○ 河川や公園、里山*などの整備事業への市民参画を推進します ○ 環境講演会、セミナー、シンポジウムを開催します ○ 県や近隣市町と連携をとり、環境活動の広域的な展開を図ります ○ 環境月間や環境の日キャンペーンなど、市民との協働を図ります
<p>【具体的な取り組み】 環境活動の拠点づくり</p>	

◆ 施策体系 ◆

『 活発な環境活動を進めよう 』

- ├ 市民活動の活性化
- ├ パートナーシップの確立
- └ 環境活動の拠点づくり

市民の取り組み（配慮指針）	事業者の取り組み（配慮指針）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内で環境行動のルールをつくります ○ 地域の環境活動に積極的に参加します ○ 環境学習リーダーの育成講座などに参加します ○ 「豊後大野市自然図鑑」などにより、自然環境についての理解を深めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の環境活動に積極的に参加します ○ グリーン・ツーリズムの推進に協力します ○ 環境学習リーダーの育成講座などに参加します ○ 「豊後大野市自然図鑑」などにより、自然環境についての理解を深めます
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市や事業者との協議の場に参加します ○ 市民参画型の整備事業などへの参加に努めます ○ 環境講演会、セミナー、シンポジウムに積極的に参加します ○ 環境イベントへの参加に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市や市民との協議の場に参加します ○ 市民参画型の整備事業などへ、地域の一員として参加します ○ 従業員がボランティアとして環境イベントなどに参加することに協力します ○ 環境イベントへの参加に努めます

第5章

具体的な取り組み

市の環境をより良くするうえで、優先的・重点的に取り組むことが必要な施策として、個別目標の中から具体的な取り組みを7つ設定し、その内容を示します。

- 1 水辺の維持管理活動の推進
- 2 農業の担い手育成の推進
- 3 家庭や事業所からの排水対策の推進
- 4 ごみゼロに向けた運動の展開
- 5 不法投棄防止対策の強化
- 6 地球温暖化対策の推進
- 7 環境活動の拠点づくり

『河川を守ろう』 第4章個別目標1より

1 水辺の維持管理活動の推進

本市は大野川や原尻の滝など水辺環境に恵まれており、私たちが最も身近に触れることのできる象徴的な自然環境といえます。

これまで、河川沿いでの草刈りや一斉清掃などを行ってきましたが、今後もより一層、市民や団体などが主体となった河川沿いでの維持管理活動、清掃活動を充実させ、豊かな自然と美しい水辺環境を子どもたちに引き継いでいきます。

具体的には、市民参画による維持管理や交流を通しながら、各主体協働で本市の水辺を守るとともに、子どもたちを含む環境教育・学習^{*}、高齢者の生きがいつくりなど、効果的な活用を進めていきます。

■ 市、市民、事業者の取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や各種団体、事業所などの河川維持管理活動・清掃活動を支援します ○ 関係機関と協力し、ホタルなど水生生物のすみよい環境の整備や、適正化を図ります ○ 多自然川づくりを推進します
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美しい水辺環境をつくるための維持管理活動に参加・協力します ○ 河川などでの清掃活動に積極的に参加・協力します ○ 水辺空間をレジャーなどで利用する際は、ごみの持ち帰りを心がけます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美しい水辺環境をつくるための維持管理活動に参加・協力します ○ 河川などでの清掃活動に積極的に参加・協力します ○ 水辺空間をレジャーなどで利用する際は、ごみの持ち帰りを心がけます

■ 具体的な市の取り組み

河川工事などへの働きかけ ◎多自然川づくりを推進します
水辺の維持管理・清掃活動の支援 ◎自治会などが行う河川の清掃活動や草刈作業を支援します

『森林や農地を守ろう』 第4章個別目標2より

2 農業の担い手育成の推進

大分県屈指の農業生産地である本市では、整備された肥沃（ひよく）で広大な農地において、稲作や畑作、畜産が盛んに行われており、近年は、ピーマンや花き、肉用牛の多頭化などにも取り組んでいます。しかし、農家人口の減少や農業者の高齢化が進行する中で、耕作放棄地が増加するという問題がおこっています。

本市の農業を活性化するためには、将来の農業生産の担い手を育成・確保することが重要です。特に、国では経営能力の高い農業者を育成する視点から、認定農業者に対する支援を重点化する方針を掲げており、本市においても、生産能力の高い後継者の育成・支援を進めています。

■ 市、市民、事業者の取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業の担い手となる集落営農組織及び農業生産法人の設立を支援します ○ 担い手の育成・確保に向けて、認定農業者などの育成を支援します ○ インキュベーション※ファームなどにより、新規就農者の安定を図ります ○ 都市部での宣伝活動など積極的に行います ○ 就農者の育成に努め、青年農業者や女性農業者の支援を行います
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業に関心を持ち、集落営農に取り組みます ○ 市外からの新規就農者を地域に受け入れ、生活しやすくなるよう支援します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産法人として、自然環境に配慮した農業経営を行います ○ 法人内では、受け継いだ技法を若い世代に継承します

■ 具体的な市の取り組み

農業の担いの育成支援

◎認定農業者や集落営農組織及び農業生産法人などの経営や施設整備を支援します

『河川の水質をきれいにしよう』 第4章個別目標6より

3 家庭や事業所からの排水対策の推進

市内を流れる主要河川である大野川は、その支流に三重川、奥岳川及び緒方川などがあり、市内を流れた後、大分市を流れて別府湾へ注いでいます。大野川の生活環境項目（生物化学的酸素要求量*・BOD）の環境基準*適合状況をみると、環境基準点（犬飼）では過去継続して環境基準を達成しています。

本市では、効率的な排水処理を行うため、公共下水道事業などの集処理事業への加入促進と並行して、個人設置型合併処理浄化槽の設置を推進しています。これを更に普及するためには、個々の家庭や事業所の関心を高めることが重要です。個人設置型合併処理浄化槽を設置し、水質への環境負荷*を低減させ、市内全体で水質改善を行う必要があります。

具体的な取り組みとしては、家庭や事業所への適切な情報提供などを市民や市民団体との連携を深めながら推し進めていきます。

■ 市、市民、事業者の取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民などへ生活排水に関する情報提供を行います ○ 生活排水処理対策の施策を推進します ○ 県や近隣市町と連携して、河川の水質保全に努めます
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境にやさしい洗剤などの使用を心掛けるとともに、洗い方を工夫し、洗剤は使い過ぎないようにします ○ 料理に使用した油は、新聞紙などに取り、排水として流さないようにします
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水処理設備の設置・管理を徹底し、事業場排水の浄化に努めます ○ 化学物質や油などは、外部へ流出・漏洩しないように注意し使用します

■ 具体的な市の取り組み

生活排水処理の施策に推進 ◎個人設置型合併処理浄化槽の設置を促進します ◎既存の公共下水道事業などの集処理事業への加入を促進します
河川の水質保全に関する情報提供 ◎河川の水質保全に努めます

『ごみを減らし、リサイクルを進めよう』 第4章個別目標9より

4 ごみゼロに向けた運動の展開

ごみを減らすためには、大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直して、各主体それぞれが「リデュース（発生抑制）」の重要性を理解して行動に移すことが先決であり、ごみの発生抑制を推進するための普及啓発を行っていきます。

さらに、「リユース（再使用）」についての普及啓発を行うとともに、ごみの分別による資源回収率の向上を図り、「リサイクル（再資源化）」を推進することによって、廃棄物のない循環型社会*を構築していきます。限りある資源を有効に利用し、環境への負荷が少ない循環型の社会形成に向けて、現在のごみの分別収集の周知徹底を図ります。

また、2019年（令和元年）10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、「3010運動*（さんまるいちまる運動）」などの食品ロスを減らす取り組みを推進するとともに、生ごみの減量化のために、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の設置を支援し、一人あたりのごみ排出量削減を図ります。

■ 市、市民、事業者の取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報などを通じて、ごみゼロに向けた運動・リサイクル意識の醸成を図ります ○ 生ごみの減量化のために、処理機や処理容器の設置について支援をします ○ ごみ分別アプリなどにより、ごみの分別を周知し、3Rの促進を図ります
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ おおいたうつくし作戦の推進に協力します ○ 物を大事にし、可能な限り長期間使用、使い捨て製品の使用を減らすように心がけます ○ 学校や自治会内で、ごみの回収やリサイクル活動を行います ○ 生ごみの堆肥化によるごみの減量化を行います ○ マイバッグを利用します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ おおいたうつくし作戦の推進に協力します ○ 資源化・リサイクル化に配慮した製品の製造・開発に努めます ○ 事業所から出るごみは適正に分別し、再資源化に努めます

■ 具体的な市の取り組み

<p>おおいたうつくし作戦の普及・啓発</p> <p>◎広報誌などで、ごみの分別・リサイクル意識の醸成を図ります</p>
<p>生ごみ処理機や生ごみ処理容器の設置支援</p> <p>◎生ごみ処理機や生ごみ処理容器を設置することを支援します</p>

『きれいなまちをつくろう』 第4章個別目標 10より

5 不法投棄防止対策の強化

近年、道路沿いや山林、河川沿いや空き地など、市内各所でごみのポイ捨てによる散乱ごみ、粗大ごみなどの不法投棄がみられ、まちの美観を損なう要因の一つになっています。

本市では、そのような違法行為が後を絶たないことから、まちの美化に関する各主体の役割を明確にし、警察や大分県の関係部署だけでなく、地域とも連携し、監視をより強化していく必要があります。

今後も不法投棄の監視や意識啓発を進めるとともに、不法投棄のない環境をつくるため、道路沿道の美化清掃活動の支援や、市民のモラル向上のための周知活動を行います。

■ 市、市民、事業者の取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、県、市民や事業所と連携し、不法投棄の巡回監視及び看板の設置補助を行い、不法投棄の根絶に努めます ○ 不法投棄しにくい環境をつくるため、沿道の美化清掃活動を支援します
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの不法投棄、野焼き、ポイ捨てはしません ○ 不法投棄を見つけた際は、すぐに市や地域の環境衛生委員に報告します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみを放置せず、適正に処理します ○ 地下水汚染や土壌汚染を発生させません ○ 不法投棄撲滅に向けた取り組みに積極的に参加します

■ 具体的な市の取り組み

不法投棄の巡回監視、看板の交付、意識啓発の推進 ◎不法投棄の監視、多発地域には防止看板を交付し、市民や県などと連携し、不法投棄のない環境をつくります
沿道の美化清掃活動の支援 ◎地区の景観をよくする活動やボランティア美化清掃活動を支援します

『カーボンニュートラルを進めよう』 第4章個別目標 11 より

6 地球温暖化対策の推進

近年、異常気象の多発など地球温暖化の影響が目に見えて大きくなってきています。地球温暖化は、自然環境や人間社会へ影響を及ぼす国際的な環境問題であるとともに、解消に向けた取り組みは日々の生活を見直すことから始められる身近な問題でもあります。

そのため、各主体が役割に応じて地球温暖化対策を総合的・計画的に推進することが求められています。

また、市報やホームページを通じて地球温暖化・再生可能エネルギーに関する情報などを提供し、地球温暖化防止に向けた市民、事業者の行動を促進します。

■ 市、市民、事業者の取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県や市民団体等と協働して啓発活動を行います ○ 市報やホームページを通じて、地球温暖化・再生可能エネルギーに関する情報を提供し、地球温暖化防止に向けた行動を促進します ○ ノーマイカーデーの実施や節電の徹底など、市の機関全体での省エネ活動に取り組みます
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化をはじめとする、地球環境問題に関心を持ちます ○ マイカーの適正な利用（エコドライブなど）、公共交通や自転車の利用に心がけます ○ こまめな節電節水に心がけ、緑のカーテン運動など、省エネ活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化をはじめとする、地球環境問題に関心を持ちます ○ 節電節水に心がけ、緑のカーテン運動など、省エネ活動に取り組みます

■ 具体的な市の取り組み

再生可能エネルギーに関する情報提供 ◎太陽光発電システム導入など、再生可能エネルギーに関する情報を提供します
地球温暖化防止の広報・啓発 ◎市報やホームページで地球温暖化防止活動を紹介し、それに向けた行動を促進します

『活発な環境活動を進めよう』 第4章個別目標 14より

7 環境活動の拠点づくり

今日の環境問題を解決するためには、一人ひとりの地道な取り組みとともに、個人レベルの取り組みを地域レベルの活動に結び付けていくことが重要で、環境活動の場や自然に親しむ機会の確保や、環境保全を通じた人々の交流を図るなど、地域での環境活動を進めていく必要があります。

自発的な環境活動を生み出していくためには、環境情報の提供、環境教育・学習[※]の推進、環境活動の推進などについて、幅広く展開していく必要があります。

環境活動の一環として作成された「豊後大野市自然図鑑」などを活用し、学校教育や地域における環境学習に取り組みます。

■ 市、市民、事業者の取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO[※]やボランティアなどの活動を支援し、学校教育における体験学習や地域における環境学習を推進します ○ 活動団体間の情報交換などネットワーク化・拠点整備を推進します
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境活動拠点の設置について市にアイデアを提案します ○ 学校教育を通じて、子どもたちが学んだことを家庭内でも積極的に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境活動拠点の設置について市にアイデアを提案します ○ 学校教育における体験学習などに協力します

■ 具体的な市の取り組み

環境情報の提供 ◎市報やホームページを使った情報提供を行います
体験学習・環境学習の推進 ◎環境学習に必要な資料などを提供します

第6章

環境基本計画 の進行管理

本計画の実効性を確保するために、計画の進行管理などのしくみについて明らかにします。

- 1 計画の推進体制
- 2 進行管理のしくみ
- 3 環境指標

1 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（市、市民、事業者）による自主的・積極的な取り組みと、組織体制の確立によるパートナーシップの形成が欠かせません。

各主体の取り組みの実効性を確保するためには、計画の進行管理が最も重要となりますが、本計画の進行状況を管理するための組織体制は、次のとおりとします。

< 庁内組織 >

■ 豊後大野市環境審議会

豊後大野市環境審議会は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者などから構成され、本計画の施策の推進及び見直しについて多面的・専門的に審議します。

市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び環境の保全及び創造に関する事項を調査・審議するとともに、本計画の推進に係る総合的な点検・評価と必要な見直しを行います。

■ 豊後大野市環境施策推進委員会

豊後大野市環境施策推進委員会は、市の職員で構成します。本計画の進行管理や全庁的な施策の調整を行います。環境の保全及び創造に関する施策の推進及び総合調整を行うとともに、市の施策事業について環境面からの調整、管理を行うための体制の整備を図ります。

■ 事務局

事務局は、豊後大野市環境審議会からの意見に基づく答申書の作成や、市民からの意見の取りまとめ、本計画の公表などを行います。

<庁外組織>

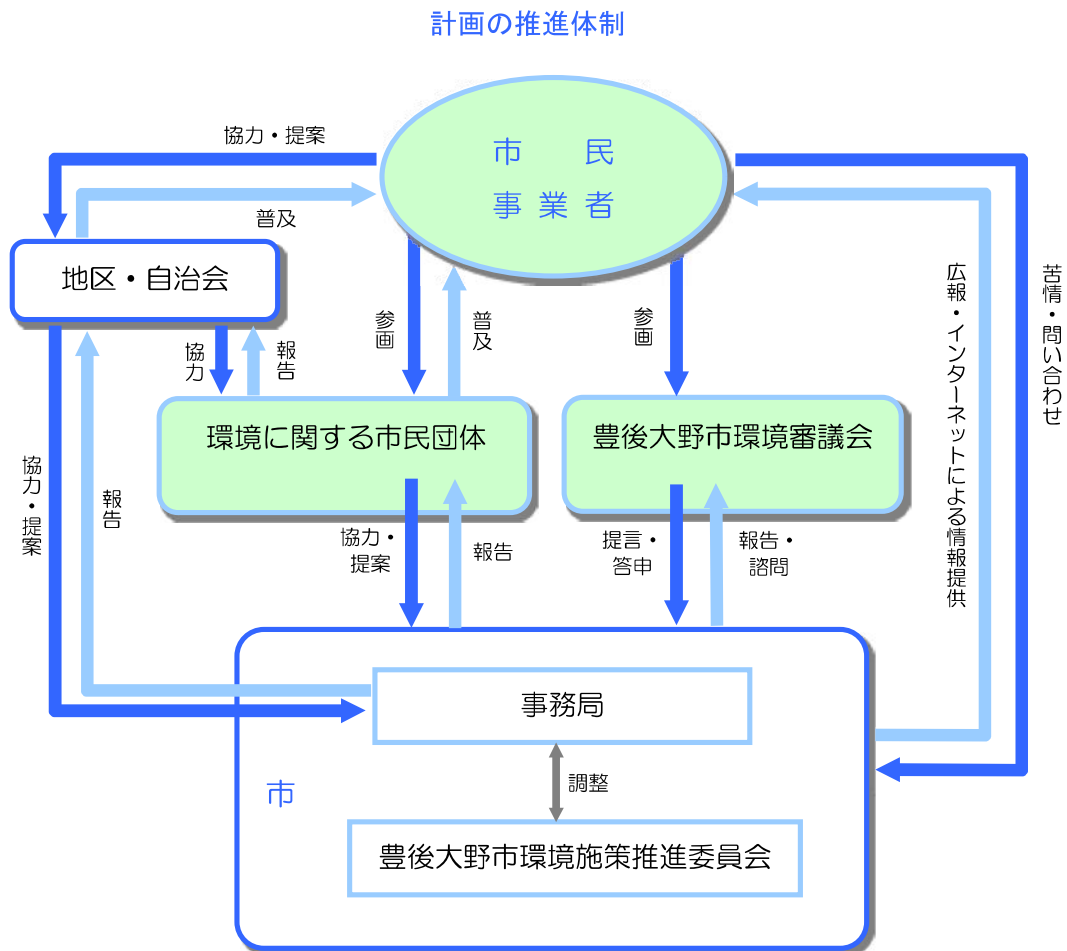
■ 環境に関する市民団体

本計画の策定にあたり、市や市民などへ提案や報告を行い、連携を図ります。

■ 地区・自治会組織

本計画の推進にあたり、地区レベルでの活動を推進する組織となります。

また、市や市民団体との連携を図りながら、市民一人ひとりへの情報伝達や取り組みの啓発を図ります。

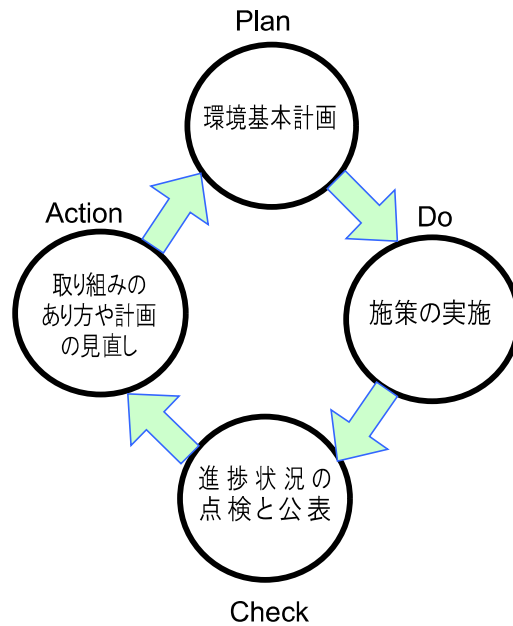


2 進行管理のしくみ

本計画に掲げる施策を着実に推進することはもとより、取り組みのあり方や計画の内容について継続的な改善を図ることが重要です。

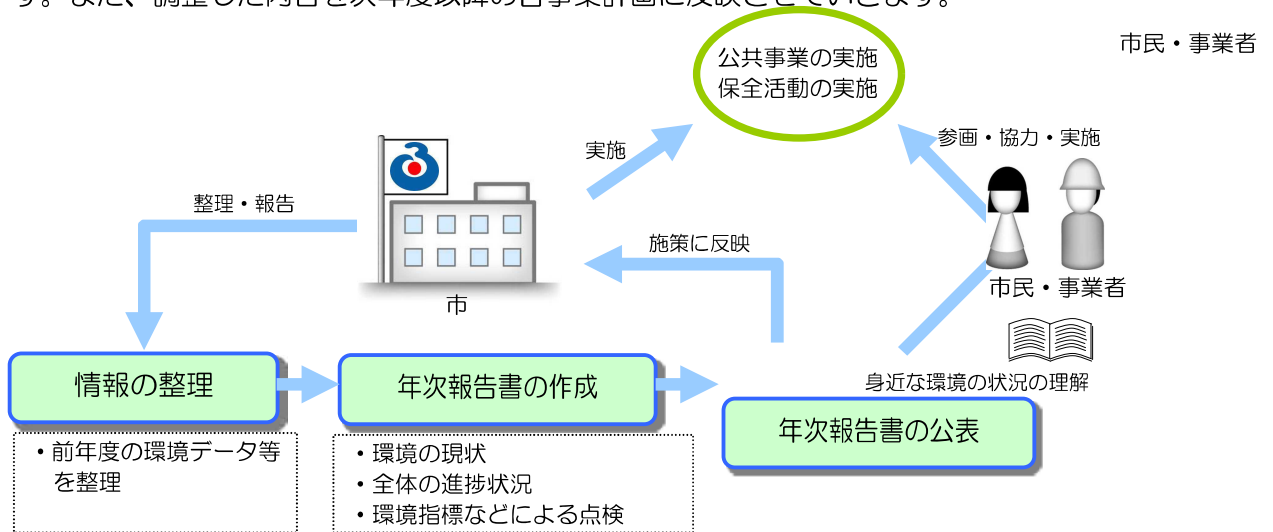
そこで、①環境基本計画（Plan）に基づいて、②施策を実施（Do）し、③進捗状況の点検と結果の公表を行い（Check）、さらに④点検結果を踏まえて取り組みのあり方や計画を見直し（Action）、PDCA サイクル^{*}による継続的改善を図ります。

進行管理のながれ



■ 計画の進捗状況の点検・公表（Check）

計画の目標の達成状況及び施策の実施状況について毎年度点検し、整理して公表します。また、調整した内容を次年度以降の各事業計画に反映させていきます。



■ 計画の見直し（Action）

本計画は、2029年度（令和11年度）までを計画期間としますが、「豊後大野市総合計画^{*}」との整合性を図るため、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 環境指標

目標の達成に向けて、環境指標の達成状況を点検・評価し、広報、ホームページなどで公表するとともに、取り組みの見直しに反映させていきます。

基本目標【自然環境】 潤いと安らぎのある自然環境を守る

個別目標	指標	目標値
① 河川を守ろう	市民による水辺の維持・管理活動、清掃活動の実施回数	年 15 回
② 森林や農地*を守ろう	①認定農業者数、②集落営農組織数、③法人組織数	①300人 ②30組織 ③30組織
③ 多様な生態系を守ろう	自然公園や河川沿いに解説案内板の設置	前年度維持
④ まちの緑を育てよう	緑化運動の実施回数	年 5 回
⑤ ジオパークを活用して環境保全をしよう	イベントや研修会などの開催回数	のべ 年 50 回

基本目標【生活環境】 健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

個別目標	指標	目標値
⑥ 河川の水質をきれいにしよう	生活排水処理率 (公共下水道、合併処理浄化槽*など)	70%
⑦ 快適な住環境を守ろう	悪臭防止…①発生施設の有無 ②市内排水路の清掃活動 有害物質…③市清掃センターの環境実態調査の実施有無 ペット …④犬の予防注射 ⑤猫の引取り件数 災害ごみ…⑥災害廃棄物処理計画の有無 ⑦仮置き場の設置・見直し 啓発活動…⑧実施の有無	①発生しない (件数なし) ②年 10 回 ③1 回 ④前年度比増 (接種率) ⑤前年度比減 ⑥策定の有無 ⑦設置の有無 ⑧年 3 回
⑧ 交通における環境対策を進めよう	自動車騒音調査の実施、啓発活動	各項目とも 年 1 回

基本目標【物質循環】 みんなで地球環境保全に取り組む

個別目標	指標	目標値
⑨ ごみを減らし、リサイクル*を進めよう	市民1人当たりの年間ごみ排出量	前年度比減
	ごみの分別方法や食品ロスなどの啓発活動	年3回
⑩ きれいなまちをつくらう	①不法投棄防止看板の無料配布の件数 ②環境衛生委員などへの啓発活動の実施の有無	①年10本 ②年1回
⑪ カーボンニュートラルを進めよう	①温暖化対策運動の実施 ②豊後大野市太陽光発電所の設置数 ③市の低公害車（エコカー）の導入（保有）の有無 ④市の機関の温室効果ガスなどの総排出量	①年2回 ②5発電所 ③5台 ④前年度比減

基本目標【参画と協働】 人づくり、地域づくりを進める

個別目標	指標	目標値
⑫ 環境に関する情報を蓄えよう	市報やホームページ等による環境情報の掲載回数	年3回
⑬ 環境教育・学習*を進めよう	各種環境学習講座（環境教育アドバイザー派遣など）の開催回数	年5回
⑭ 活発な環境活動を進めよう	地区または環境団体による市民環境活動（ボランティア活動）の実施件数	年10回



原尻の滝

資料編

- 1 豊後大野市環境基本条例
- 2 環境審議会
- 3 環境基準
- 4 用語解説集

1 豊後大野市環境基本条例

平成 20 年 3 月 24 日

条例第 21 号

私たち豊後大野市民は、母なる川・大野川とみどり豊かな自然に恵まれ、先人が築いた歴史と文化などの貴重な財産を活かし、潤いと安らぎのある良好な環境のもと、まちの繁栄を享受してきた。

しかしながら、社会経済の発展とともに、より一層の豊かさや利便性を追求してきた結果、資源やエネルギーの大量消費により、地域の環境のみならず、人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全するため、環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直すことにより、自然と人間が共生する循環型社会を形成し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

このような認識のもと、すべての者が、互いに協力し連携を保ちながら、環境の保全及び創造を図り、環境にやさしいまち豊後大野を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念及び施策の基本的な事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質

が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) すべての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ承継していくこと。
- (2) 自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築すること。
- (3) 市、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組を行うこと。
- (4) 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることから、すべての者が自らの課題であることを認識して、あらゆる日常生活及び事業活動において積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節減その他環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害の防止、自然環境の適正な保全、環境への負荷の低減等環境保全及び創造に係る必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本的施策等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、第3条に規定する基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (3) 良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造すること。
- (4) 歴史的、文化的遺産を保存及び活用することにより、伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保すること。
- (5) 人と環境とのかかわりについて理解を深め、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用等環境への負荷の少ない生活文化を形成すること。
- (6) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、すべての者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第18条に規定する豊後大野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、環境基本計画の着実な推進を図るとともに、その適切な進行管理に努めなければならない。

(行動指針の策定等)

第9条 市は、環境基本計画に基づき、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体、学校(以下「市民等」という。)及び市がそれぞれの役割に応じて環境の

保全及び創造に資するよう行動するための指針を定め、これに基づく行動を市民等と協働して推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 10 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう、市民等の参画及び協力を促すため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供すること。
- (2) 市民等が、環境の保全及び創造に資する活動に参加できるようその機会を設けること。
- (3) 環境の保全及び創造に関する市の施策に市民等の意見を反映させること。
- (4) 市民等が、自発的に行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資するための活動を促進するため、必要があると認められるときは、助成その他の措置を行うこと。

(環境教育等の推進)

第 11 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、自発的な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)を推進するものとする。

- 2 前項の場合において、市は、特に次代を担う子どもたちの環境教育等を積極的に推進するため、必要な措置を行うものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第 12 条 市長は、毎年、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境月間等)

第 13 条 市民等に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため環境月間又は環境デーを設けるものとする。

- 2 環境月間又は環境デーは、市長が別に定める。
- 3 市は、環境月間又は環境デーの趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならない。

(環境保全協定)

第 14 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境の保全及び創造に関する協定(以下「環境保全協定」という。)を締結するものとする。

2 前項の環境保全協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 省エネルギー、再生製品の使用、廃棄物の減量・適正処理、環境に配慮した施設整備その他環境への負荷の低減に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

第3章 推進体制

(調査研究の実施等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を実施し、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、検査等の体制を整備するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第16条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第17条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、積極的にその推進に努めるものとする。

第4章 豊後大野市環境審議会

(環境審議会の設置)

第18条 市の環境保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、豊後大野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関し、第8条第3項に規定する事務を処理すること。
- (2) 環境保全協定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 前項に定めるもののほか、審議会は環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に建議することができる。

(審議会の組織等)

第19条 審議会は、環境の保全に関し学識経験を有する者を含む15人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年豊後大野市条例第50号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

2 環境審議会

■ 豊後大野市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊後大野市環境基本条例(平成 20 年豊後大野市条例第 21 号。以下「条例」という。)第 19 条第 4 項の規定に基づき、豊後大野市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市の公共的団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことがで

きる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月3日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

■ 豊後大野市環境審議会委員

(任期) 2024年(令和6年)10月7日～2026年(令和8年)10月6日

区分	役職	氏名
識見を有する者	環境省環境カウンセラー	○矢野 真紀夫
市の公共的団体の役職員	自治会連合会	小野 武雄
	豊後大野市商工会	宮迫 誠治
	大野郡森林組合	渡邊 清秀
	シニアクラブ豊後大野連合会	首藤 征士
	豊後大野市PTA連合会	甲斐 真由美
関係行政機関	県豊肥保健所(参事衛生課長)	宮崎 哲也
市長が認めた者	市ボランティア連絡協議会	吉良 理郎
	大野川漁業協同組合	若松 成次
	三重川を守る会	神志那 正
	柴北川を愛する会	◎穴見 純一

◎会長、○副会長

3 環境基準

大気関係

■ 環境基準

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること
達成期間	維持され、または原則として五年以内において達成されるよう努める	環境基準を満足している地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努める	維持され、または早期に達成されるよう努める		

有害大気汚染物質（ベンゼンなど）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
達成期間	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努める			

(注1) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

(注2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

(注3) 環境基準は、各物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確には握ることができると思われる場所において、定められた方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(注4) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

<環境基準の評価方法(要約)>

環境基準による大気汚染の評価

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果などを判断するうえで年間における測定結果から評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはいししない。
短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
98%値評価	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されないものと評価する。

水質関係

■ 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロフルオロメタン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
反-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
該当水域	全公共用水域		
達成期間	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

■ 生活環境の保全に関する環境基準

● 河川(湖沼を除く)

生活環境の保全に関する環境基準①

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/・L 以下	25 mg/・L 以下	7.5 mg/・L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/・L 以下	25 mg/・L 以下	7.5 mg/・L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/・L 以下	25 mg/・L 以下	5 mg/・L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/・L 以下	50 mg/・L 以下	5 mg/・L 以上	—
D	工業用水2級,農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/・L 以下	100 mg/・L 以下	2 mg/・L 以上	—
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/・L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/・L 以上	—
該当水域	全公共用水域のうちの種類指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアコ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/・L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/・L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/・L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/・L 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域	

(注1) 基準値は年間平均値とする。

● 湖 沼(天然湖及び貯水量 1,000 万m³ 以上の人工湖)

生活環境の保全に関する環境基準①（全窒素、全燐以外の項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/・L 以下	1 mg/・L 以下	7.5 mg/・L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/・L 以下	5 mg/・L 以下	7.5 mg/・L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/・L 以下	15 mg/・L 以下	5 mg/・L 以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/・L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/・L 以上	—
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの、又は特殊な浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準②（全窒素、全燐）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/・L 以下	0.005 mg/・L 以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/・L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/・L 以下	0.03 mg/・L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/・L 以下	0.05 mg/・L 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/・L 以下	0.1 mg/・L 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域		

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

(注3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

(注4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(注5) 基準値は、年間平均値とする。

(注6) 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

(注7) 農業用水については、全燐の項目の基準は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準③.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域	

(注1) 基準値は年間平均値とする。

■ 地下水の環境基準

地下水の環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1.1.1-トリクロロエチレン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエチレン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロフルオロメタン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

土壌関係

■ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下	1,2-ジクロロベンゼン	検液 1L につき 0.04mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1,1-トリクロロエチレン	検液 1L につき 1mg 以下
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.006mg 以下
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下	トリクロロベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満	1,3-ジクロロベンゼン	検液 1L につき 0.002mg 以下
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
PCB	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg においては、125mg 未満	ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下	セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,2-ジクロロベンゼン	検液 1L につき 0.004mg 以下	1,4-ジクロロベンゼン	検液 1L につき 0.05 mg 以下
1,1-ジクロロベンゼン	検液 1L につき 0.1mg 以下		

- (注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- (注2) 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (注3) 環境基準は、各物質ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- (注4) 環境基準は、汚染がもたらば自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他各項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

ダイオキシン類関係

■ ダイオキシン類に関する環境基準

ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンブラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- (注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- (注2) 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- (注3) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

騒音・振動関係

■ 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域 類型	時 間 区 分		類型指定地域
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)	当てはめ地域
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域等
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち2車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

- (注1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。
- (注2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路交通法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- (注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を越える道路では20メートルの区域をいう。

4 用語解説集

【あ】

悪臭 あくしゅう

誰からも嫌われる臭いのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」（平5法91）に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」（昭46法91）に基づき規制が行われている。

【い】

インキュベーション

設立して間がない新企業などに、国や地方自治体などが経営技術・金銭・人材などを提供し、育成すること。

【え】

エコドライブ

自動車からの二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のために、運転する際に、不要なアイドリングはやめる、経済速度を遵守する、急発進や急加速、急ブレーキを控える、タイヤの空気圧を点検するなどの取り組みを行うこと。

SPM（エス・ピー・エム）

大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の粒子のこと。代表的な大気汚染物質のひとつで、工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、自然界由来（火山、黄砂など）のものがある。大気中に長期滞留し、呼吸器に影響を及ぼす。

NPO（エヌ・ピー・オー）

非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるがNGOとの明確な区分や定義はない。

政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。1998年（平成10年）に特定非営利活動促進法（通称NPO法）が制定された。

【お】

オゾン層 オゾンそう

地表から10～50kmの上空にはオゾン層が高濃度に存在する層（成層圏）があり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収し、地表に到達しにくくしている。近年、極地上空のオゾン濃度が急激に減少していることが観測され、オゾン層を保護するために特定フロンなどの使用を削減する国際的な条約（ウィーン条約）が締結されている。

温室効果ガス おんしつこうかガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される紫外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスを言う。温室効果ガスには二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、亜酸化窒素（ N_2O ）、フロンガス〔ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）〕、六フッ化硫黄（ SF_6 ）などがある。

【か】

外来種 がいらいしゅ

人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生育・生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。スポーツフィッシングなどのために放流されたオクチバスや、ペットとして飼いきれなくなって捨てられたアライグマのように意図的に持ち込まれるケースと、輸入品とともに移動する種子のように非意図的に持ち込まれるケースがある。いずれの場合も定着した地域の在来種（もともと生育する種）との生存競争が起こり、在来種が絶滅の危機に追いやられるケースも出ている。

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑える、という概念。

合併処理浄化槽 がっぺいしよりじょうかそう

し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽にくらべると、河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。

環境基準 かんきょうきじゅん

環境基本法により、国が定める「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。

環境基本条例 かんきょうきほんじょうれい

1993年（平成5年）に策定された環境基本法に基づいて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念や方向性を定め、関係する条例や要

綱・規則などを誘導する目的で自治体が策定する条例。

環境基本法 かんきょうきほんほう

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。1993年（平成5年）11月19日公布、施行。

環境教育・学習 かんきょうきょういく・がくしゅう

環境教育とは、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てることをいい、自主的な環境学習とともに、生涯学習として展開されることが必要である。

環境負荷 かんきょうふか

人の活動により環境に加えられる影響であり、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるもの。

環境（学習）リーダー かんきょう（がくしゅう）

リーダー

地域で環境保全の活動を率先して行ってくれる人のこと。

間伐材 かんぼつざい

森林の樹木を間引きして適度な光を入れ、残った木の肥大成長を促すために伐採された木材。

【き】

希少種 きしょうしゅ

野生状態での生育個体数が特に少ない生物種。本来の自然状態でも個体数が少ない種の

ほか、人為による生育環境の改変や狩猟・採取、帰化種の侵入などの影響にもよる。

京都議定書 きょうとぎていしよ

1997年（平成9年）、地球温暖化防止京都会議において採択され、先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。わが国においては、2008年～2012年の間に、温室効果ガスを1990年（平成2年）レベルで6%削減することが求められている。

【く】

グリーン購入 グリーンこうにゅう

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

【こ】

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

【さ】

里山 さとやま

雑木林と同意語。都市自然の骨格を成す、田園自然の遺産である雑木林や杉林などの樹林地。里地里山として田畑から人為の及ぶ森林を指すこともある。

産業廃棄物 さんぎょうはいきぶつ

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの19種類の廃棄物のこと。なお、廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類され、一般廃棄物とは産業廃棄物以外のすべての廃棄物である。

酸性雨 さんせいう

主として石油、石炭などの化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、雨などに溶けて生じるpHの低い降水物をいう。広義には、霧や雪を含む湿性沈着及びガスやエアロゾルの形態で生じる乾性沈着を含める。酸性雨は土壌の酸性化をもたらす、肥沃度を低下させ、森林生態系に影響を与えることが懸念されている。

3010運動 さんまるいちまるうんどう

宴会時の食べ残しを減らすための取り組みで、乾杯後の30分と閉会前の10分間は席を立たずに料理を楽しみましょうと呼びかけ、社会問題となっている食品ロスを削減するもの。

【し】

ジオパーク

地球活動の遺産（火山、地層、自然環境など）を主な見どころとする自然の中の公園。ジオパークは、ユネスコの支援により、2004年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されている。日本ジオパークは、世界ジオパークネットワークとは別に、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパーク。

循環型社会 じゅんかんがたしゃかい

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入を出来るだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとする循環型社会の形成が必要とされている。

針広混交 しんこうこうこう

針広混交林。広葉樹と針葉樹とが発生する森林。混交林。混合林。

植生 しょくせい

ある地表を覆っている植物的共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団のこと。

振動 しんどう

公害としての振動の特徴は①地表における振動の大きさが、一般的に気象庁震度階級で言う震度1から震度3の範囲であること、②振動の伝播距離が一般に、振動源から100m以内（多くの場合10～20m程度）であること、③一般に、地表面では鉛直振動が水平振動より大きいこと、④一般に振動数の範囲は、1～90ヘルツの範囲であることといえる。

【す】**水源涵養** すいげんかんよう

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

水質汚濁 すいしつおたく

人間の活動によって、水中に各種の物質が混入することを指し、生活に由来する生活雑排水と、産業に由来する工場排水・産業廃棄物などによる汚染の2つに大別される。

【せ】**生活雑排水** せいかつざつはいすい

調理・洗濯・入浴など人間の日常生活に伴い公共水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されている。

生活道路 せいかつどうろ

本来用のない自動車を通らない、主に買い物や通勤・通学などで使う身近な道路。

生態系 せいたいけい

植物、動物などとそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系（システム）をいう。

生物化学的酸素要求量・BOD（ビー・オー・ディ）**せいぶつかかくてきさんそようきゅうりょう**

水中の汚染物質（有機物）が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと。河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

生物多様性 せいぶつたようせい

生命の豊かさを包括的に表した広い概念。生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つの多様性を指し、それぞれ保全が必要とされる。

【そ】**騒音** そうおん

一般に、騒音とはやかましく不快な音のこと。ある地点において、特定の音源の騒音だけでなく、不特定多数の音源が混ざっているようなものを環境騒音という。例えば、住宅地などで遠くや近くの自動車や工場の音、足音、話し声、楽器などの音が一緒になっている騒音をいう。

また、事業場、建設作業、自動車・航空機・

鉄道などからの騒音以外で、飲食店など深夜営業店のカラオケの音、物売りなどの拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声などを近隣騒音ともいう。

総合計画 そうごうけいかく

市区町村の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現手段、プロセスを総合的、体系的に示すまちづくりの根幹となる計画。その内容・構成は、市区町村の将来像とそれを達成するための基本的施策を明らかにする「基本構想」、構想に基づき、より具体的に個別の施策や重点的に取り組むべきプロジェクトを示す「基本計画」、具体的な事業とスケジュールを示す「実施計画」となっている。昭和44年に基本構想の策定が地方自治法に位置付けられて以来、すべての市区町村で議会の議決を経て策定されている。

【た】

ダイオキシン類 ダイオキシンのい

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月15日施行）では、①ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、②ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）、③コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質群（単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称）を「ダイオキシン類」と定義している。

分解しにくい性質を持つことから環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。ダイオキシン類の濃度を表す場合、環境大気中では、pg-TEQ/ m^3 、排ガス中ではng-TEQ/ m^3N という単位が使われる。

1 ng（ナノグラム）：10億分の1g

1 pg（ピコグラム）：1兆分の1g

m^3N ：0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積

TEQ（ティ・イー・キュー）：毒性等量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表している。

第1次産業 だい1じさんぎょう

農業・牧畜業・林業・水産業・狩猟業をいう。

第2次産業 だい2じさんぎょう

鉱業・工業・建設業の総称で、自然からとりだしたもの（原料）を加工して、人間生活に役だつものにかえる産業。

第3次産業 だい3じさんぎょう

商業・運輸通信業・金融保険業・公務・自由業その他のサービス業の総称。

多自然川づくり たしぜんがたかわづくり

魚や野鳥などが生息するように河川特有の自然環境を保全しつつ、生態系に配慮した工法。緩勾配としたり、自然石を用いるなど、自然な風景を創り出すなどの工夫がなされる。

【て】

低公害車 ていこうがいしゃ

従来のがソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車。

典型7公害 てんけい7こうがい

水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を一般に典型7公害と呼ぶ。

【と】

都市公園 としこうえん

都市公園法にもとづき、設置する公園または緑地。

土地利用 とちりよう

安全で快適な暮らしやすい街をつくるために、住宅地、商業地、工業地など、地域ごとに土地の使い方を定めること。土地利用を定める都市計画の代表的な制度に用途地域制度がある。

【に】

二次的自然 にじてきしぜん

人為的交渉によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。水田、畑、再生林、育成林、ため池、小川、草原、また採草地や放牧地などのこと。

【の】

農業集落排水（事業） のうぎょうしゅうらくはいすい（じぎょう）

農業集落から排出される生活雑排水、し尿などの汚水、汚泥、または雨水を処理する施設を整備する事業。

農地 のうち

耕作の目的に供される土地。耕作とは土地に労働および資本を投じ肥培管理を行って作物を栽培すること。

野焼き のやき

廃棄物を焼却設備を用いず野外で焼却すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、野焼き及びドラム缶など同法の施行令で定める焼却構造基準に適合しない設備で焼却を行った場合、最高で3年以下の懲役または300万円以下の罰金を科すとしている。

【ひ】

ビオトープ

生物群集の生息空間を示す言葉。

PDCAサイクル ピー・ディ・シー・エーサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方となる。

管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。この考え方は、ISO9000やISO14000のマネジメントシステムに採用されているほか、種々のシステムの維持、改善に共通に通用する。

【ふ】

フロン

スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていた化学物質で、特にオゾン層を破壊する作用の強いフロン11、12、113、114、115については、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、1995年末までに生産が全廃されている。

【へ】

pH（ペーハー）

酸性、アルカリ性を示す指標。pH7.0が中性、これより小さい値が酸性、大きい値がアルカリ性。河川の表流水の場合は、通常pH6～7付近である。ピーエッチとも呼ぶ。

【も】

モニタリング（調査） モニタリング（ちょうさ）
環境の状態などを定期的に統一的手法で把握・監視すること。

【ゆ】

有害化学物質 ゆうがいかかくぶっしつ

人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などでそれぞれ指定し、取り扱いを規制している物質。

「大気汚染防止法」ではカドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素・フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5種類が指定され、排出基準が決められている。

「水質汚濁防止法」では、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)の9物質及びトリクロロエチレンなどが指定され、排水基準が設定されている。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、PCBなどが定められ、一般の産業廃棄物と比較して厳しく規制されている。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」では、難分解性、高蓄積性で慢性毒性のあるPCB、DDTなどが第一種特定化学物質に指定され、原則的に製造・輸入が禁止されている。

遊休農地 ゆうきゅうのうち

近年、担い手の高齢化・減少などにより、耕作放棄地などのいわゆる遊休農地が増加している。

遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生など近隣農地への悪影響、農地の集団的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場でさまざまな問題をひき起こしている。

【り】**リサイクル**

ごみの再資源化のこと。物質としてのリサイクル（マテリアル・リサイクル）と物質の構造を変えるリサイクル（ケミカル・リサイクル）、ごみを焼却する際の熱エネルギーを活用する廃熱利用（サーマル・リサイクル）がある。

また、リサイクルに優先する取り組みとしてごみ発生の抑制（リデュース）と再使用（リユース）があり、この3つを「3R（スリーアール）」と称する。更に、不要なものは手に入れない・断る（リフューズ）という4つ目のRも着目されている。

豊後大野市市民憲章

わたしたち豊後大野市民は、恵まれた自然と母なる大野川のもとで多くの歴史的・文化的資源を受け継いできました。このまちの市民であることに大きな誇りと責任を持ち、自然と文化を未来へつなぎ、活力とやすらぎのあるまちづくりのため市民憲章を定めます。

- 一、豊かな自然を守り、美しいまちをつくります。
- 一、健やかな心とからだを育て、明るいまちをつくります。
- 一、芸術を愛し教養を高め、文化の香るまちをつくります。
- 一、働くことに喜びを持ち、活力のあるまちをつくります。
- 一、思いやりの心を大切に、温かいまちをつくります。

2006年（平成18年）4月1日制定

豊後大野市環境基本計画

発行日 2025年（令和7年）3月

発行 豊後大野市 環境衛生課

〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200番地

T E L 0974-22-1027

F A X 0974-22-1426

U R L <http://www.bungo-ohno.jp>